

第百二回 参議院大蔵委員会會議録第十七号

(三三〇)

昭和六十年六月十三日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月十二日

辞任

岩動 道行君

補欠選任

志村 哲良君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

藤井 裕久君

伊江 朝雄君

大坪健一郎君

藤井 孝男君

竹田 四郎君

桑名 義治君

委員

堀木 又三君

倉田 寛之君

志村 哲良君

下条進一郎君

中村 太郎君

福岡日出磨君

藤野 賢二君

宮島 澁君

矢野俊比古君

吉川 博君

赤桐 操君

大木 正吾君

鈴木 和美君

鈴木 一弘君

多田 省吾君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

木本平八郎君

国務大臣

大蔵大臣

野末 陳平君

竹下 登君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局次長

大蔵省証券局長

大蔵省国際金融局長

国税庁直税部長

国税庁次長

厚生大臣官房會計課長

社会保険庁医療保険部長

郵政大臣官房審議官

常任委員会専門員

説明員

建設省住宅局住宅建設課市街地住宅整備室長

参考人

住宅金融公庫理事

住宅・都市整備公団理事

日本電信電話株式会社代表取締役社長

真藤 恒君

救仁郷 育君

福田多嘉夫君

若山 和生君

河内 裕君

末次 彬君

坂本 龍彦君

田代 功君

富尾 一郎君

岸田 俊輔君

行天 豊雄君

中田 一男君

宮本 保孝君

梅澤 節男君

平澤 貞昭君

大橋 宗夫君

北村 恭二君

江島 淳君

野末 陳平君
竹下 登君
大蔵政務次官
大蔵大臣官房総務審議官
大蔵大臣官房審議官
大蔵省主計局次長
大蔵省主税局長
大蔵省理財局長
大蔵省理財局次長
大蔵省証券局長
大蔵省国際金融局長
国税庁直税部長
国税庁次長
厚生大臣官房會計課長
社会保険庁医療保険部長
郵政大臣官房審議官
常任委員会専門員
説明員
建設省住宅局住宅建設課市街地住宅整備室長
参考人
住宅金融公庫理事
住宅・都市整備公団理事
日本電信電話株式会社代表取締役社長
真藤 恒君
救仁郷 育君
福田多嘉夫君
若山 和生君
河内 裕君
末次 彬君
坂本 龍彦君
田代 功君
富尾 一郎君
岸田 俊輔君
行天 豊雄君
中田 一男君
宮本 保孝君
梅澤 節男君
平澤 貞昭君
大橋 宗夫君
北村 恭二君
江島 淳君

日本電信電話株式会社取締役経理部長
飯田 克己君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤井裕久君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十二日、岩動道行君が委員を辞任され、その補欠として志村哲良君が選任されました。

○委員長(藤井裕久君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の三案の審査のため、本日、参考人として日本電信電話株式会社代表取締役社長眞藤恒君、日本電信電話株式会社取締役経理部長飯田克己君、住宅金融公庫理事福田多嘉夫君及び住宅・都市整備公団理事救仁郷育君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(藤井裕久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤井裕久君) 昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の三案を便宜一括して議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大木正吾君 本三法案に絡みまして、新しい特徴的な問題として、電電、たばこの両会社の株の売却益の収入が国債整理積立金の方に入る、こういう問題がございますので、これは同じ一〇二国会で上がりました新電電会社等々でございますから、同じ国会の中でもって議論しながら何か話が前後してもいいじゃないか、その問題をまず私はただしてみたい、こう考えておる次第でございます。

これ、手元にありますのが一〇二国会の冒頭、十二月七日にございました通信と大蔵等々の連合審査の際における私が竹下大臣に御質問した部分でございますが、全部読み上げますと長くなりますが、私の方からは主として、売却益については膨大な負債を抱えた電電の債務あるいは電電債の償還に優先的に充てるべきじゃないか、こういう話をいたしました際に、竹下大蔵大臣の方から、それも一つの見解であり、一方では赤字公債の返却に充てるという意見もありというふうな形で、末尾の方は、非常に答弁がうまくなられましたからうまく私の頭をなでたような形になっておるわけでありまして、その辺のことについて、竹下さん御自身御記憶でしようから、再度当時のお答えを思い起こしていただきながら、電電株の売却益について依然として当時は電電債の債務の返済並びに赤字公債と、両方の議論があったというふう

に御記憶されておると思いますが、その当時の感

触で、再度このことについてお答えいただけますか。

○國務大臣(竹下登君) 確かに電電株式の売却益につきまして種々の議論がありましたし、そうして私自身もこの十二月七日、本院における通信、内閣、地行、大蔵、社務、商工の連合審査の際、大木さんに対してお答えをいたしました。この国会での御審議等を踏まえ、予算編成過程で政府部内で検討を行うべきものだ。そこで特に私は、この電電株式の帰属を新会社の債務返済に充てるべきだという意見は経営者側からすれば当然出てくるであろうと思ひながら、心の底には、しかし一方、資産、負債も継承するが、すばらしい技術陣も継承されるし、また、それは言つてみれば独占の中において蓄積されたものである。そしてまた一方、新しい第二電電とかそういうものが参入すればすべてのものを自己調達によつてこれは準備しなさいいかんということになると、それとの競争におきましては若干差をつけるということにもなるんだ、こういうことを心の中で反すうしながら、御質問には正確に答えておりました。問題は非常に大筋を分けて二つの意見が存在しておると。したがって予算編成過程のぎりぎりにおいて結論を出さなさいかぬ課題だと思ひます。

○大木正吾君 郵政省からだれかお見えのはずでございすが、関連いたしまして郵政省に尋ねたいと存じます。

今次官になられた小山電氣通信局長並びに奥田郵政大臣の答弁で、何回か衆議院の通信委員会な

り参議院の通信委員会におきましてお答えがありました中に、いわば三つの方法がある、こういう趣旨に理解できるお答えが返つてきておるわけでありませう。

例えば、基盤技術の研究の推進という問題が一つございませう。二つ目には、電電債の償還並びに市外料金を意識されての御答弁かと思ひますが、利用者への還元の方法としてこれは料金給付の御答弁が一つのパートとしてございませう。要するに、基礎基盤技術の研究の問題と料金給付の問題、加えて、当時のマスコミ等にも報道されまして、赤字国債の補てんという言葉もございませう。

要するに、三つの答えが奥田大臣並びに小山現次官、前電氣通信局長から衆参の通信委員会でもごも返つてきた言葉でございませうが、このように確認してよろしうございませうか。

○政府委員(田代功君) 電電改革の法案を御審議の際に、ただいま大木先生から御指摘のような趣旨の答弁をしたことは事実でございませう。

○大木正吾君 もう一つお尋ねいたしますが、これは同じく大蔵省にまた話が返りますが、日高主計官はさきうは見えてございませうが、実は、通信委員会の方においでになった担当が主として日高さんだったと記憶いたしますが、竹下大蔵大臣並びに日高さんの方からは、多分これは十二月の二十一日の政府並びに与党の連絡会議の前のお話です。恐らく電電の株式売却は一般会計にいわば帰属させる、こういうお気持ちじゃなかったかというふうな推定なり想定いたしますが、要するに、このことを裏返して申し上げますと、この種の売却益は特定財源に使用しない、こういう言葉が何回か返つてきてゐるわけでありませう。これについても関係政府委員で結構ですから、そういう言葉が何回か返つてきたことについて大蔵省は御記憶がございませうか。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員もおっしゃいましたように、電電三法の御審議の際に、財政当局としては、電電株式の売却収入につきましては特定財源とすべきではないという答弁をしてまいりましたことは御指摘のとおりでございませう。

○大木正吾君 これは法律を調べている暇がなかったわけですが、特定財源という言葉は、これは一般用語と理解してよろしうございませうか、それとも財政上の用語でございませうか、どうでしょう。

○政府委員(平澤貞昭君) これは財政的な用語としても使つておりますが、この際の答弁は一般的な用語として使用したものでありふに私は了解をいたします。

○大木正吾君 そういたしますと、私の理解する日本語の解釈と大蔵省当局の解釈とは余り距離がない、こう考へてよろしうございませうね。いわば特定財源というものは例へばガソリン税等が例がございませう。これは目的税的なものもありませうが、道路財源にしようということがずっと引き続いておりまして、私、建設委員会の方に行くと、どうも道路財源の方がよさそうな話を聞かされその一味に加わつたりしまして、この委員会に來ますと今度は國の財政が大変だからやっぱりもうちょっと特定しないで広く使つてと、こう気持ちが行つたり來たりするんですが、そこで話を進めてみたいと思ひます。

例えば、今私が申し上げたように、最終的に、通信委員会におけるこの会社の設立の案件に関する議論の中では、株式売却の益をどのように使うかについては余りはつきりしてなかつたというところが一つですね、いろいろ言ひ方がありました。同時に、大蔵省から特徴的に出ていますことは、これは特定財源としないわけでありませうから、一般財源にたん入れまして、そして國債整理積立金に持つていく部分もありあるいは調整額の部分に回す部分もありというやうな形でいくのかなと、こういう感じがいたすわけでございますけれども、その辺の認識はどういうふうに私たちは受けとめたらよろしうございませうか。

○政府委員(平澤貞昭君) その際にこちらから御答弁申し上げましたのは、いわゆる電電の株式、これは國民共有の資産であるわけでございますので、その売却収入はやはり國民共有の負債である公債の償還財源に充てるのが適當であるという觀念を念頭に置きながら御答弁申し上げたというふうに理解してゐる次第でございませう。

○大木正吾君 平澤次長に余りそのことを強調され過ぎますと、これはずっと記録を見ていけばわかるわけですが、あなた方はどうもその辺のことをうまく、いわば内に秘しながら通信委員会の方の議論に加わつておつた、こういうことになつてしまふ。これは余り深くは追及いたしませんかね。

そこで、もうちょっと話を進めさせてもらいます。

十二月の二十日の日に本会社の法案が正式に本會議でもつて上がりました、翌日の二十一日の政府と与党連絡會議において國債整理積立金特別會計に入れることが正式にこどもつて、閣議ではありませうが、決定をされてゐる、こういう経過になつておるわけですね。それはよろしうございませうか。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員もおっしゃいましたように、大蔵原案の直前、すなわち十二月二十一日、金曜日でございませうが、に結論を出したわけでございます。これが電電三法の成立の翌日となつたという点は委員御指摘のとおりでございませう。

○大木正吾君 そこで、これは特定財源にまた話が返るのでございませうけれども、大体この政府・与党連絡會議の中で、通信委員会で議論のありました三つの流れ、そういうことがどの程度いけば議論されたのが、知りたい問題点でございませう。

もう一つは、國債整理積立金というものは特定財源であるのかないのか、この辺のことを少し教えてくれませんか。

○政府委員(平澤貞昭君) 今回の法案では、売却可能な株式、すなわち三分の二になるわけござ

いますけれども、これは国債整理基金に帰属させることで御審議を願っているわけでございます。

これは、いわゆる特定の政策分野における施策を執行するための特定の財源としてというわけではございませんで、そういう意味では従来の答弁と矛盾するわけではないわけでございます。

○大木正吉君　そうすると、国債整理基金というものは、これからはどんなふうな角度でもって、政府の御都合でもってどちらへでも使つてよろしい、こういうことになるわけですか。

○政府委員(平澤真昭君)　今も申し上げましたように、これにつきましては特定の政策分野の特定の施策のためということではございませんで、国民共有の負債である公債の償還財源に充てる。そういう意味では一般的な財源の使用であるというふうな理解しているわけでございます。

○大木正吉君　ちょっと私も頭が悪いのか、理解に苦しむ点もございしますが、要するに一般財源と公債の積立金というものは同性質のものだ、こういうふうな理解すればいいんですか。

○政府委員(平澤真昭君)　先ほど委員がおっしゃいましたように、この特定財源という意味と一般財源という意味でございしますが、それは財政学のあるいは財政法上特に規定はございませんけれども、一般的に考えているものであるかという御質問が先ほどございました。それに対して、一般的な常識として考えている言葉、それで我々は理解して従来御答弁申し上げてきた。いわゆる特定財源というのは、税金の分野で言いますと、例えば道路などは極めて特定している、そういうことでございしますので、そういうことを極めて厳密に頭に置いていただかないで、先ほど来申し上げましたように、国民共有の財産であるからというところに理解の原点がある。そういう意味で、一般的であり、特定財源ではないということでございます。

○大木正吉君　国民共有の財産ということは後でまた御質問いたします。そのときで結構な

んでございすけれども、ただ私たちの一般という認識からいたしますと、やっぱり国債整理基金なるものは法律的に国債発行額の百分の一・六というものを義務づけられておることはきくうすね。これが六十一年度に積み立てられるのかどうかということも大分きくうすなりがございすけれども、ですから一般と私はあくまで、もし財政論的にいいますと、財政法律論的にもし限定した解釈があればまた別でございすけれども、あくまでも常識的な話でやりとりするとしすれば、私たちがやっぱり一般会計の場合には、一般会計に電

電株売却益が入ったといいたすれば、この金は要調整額の方に回らうとも、あるいは他の予算に回らうとも、一般会計にずぼと入つていた分ですからどこに使つてもいい、こういうふうな考え

るわけですが、しかし、整理特別会計に入つた部分は、あくまでもやっぱり国債のいわば信託度を増すための資金に入つておつて、一般会計よりはもつと使用方が厳しく抑えられる、こういうふうな認識をするので、この辺の認識はどうなんですかね。

○政府委員(平澤真昭君)　今の特定財源という言葉の關係で例えば申し上げますと、財政法六条に決算上の剰余金の処理というのがございす。二分の一超は公債財源に充てるために繰り入れる、こうなつておりますが、これを、では財政法上と申しますか、特定財源と言つていいのかという、そういう言い方をしておらないわけでございます。ふうに我々としては理解しておるわけでございます。

○大木正吉君　その話、最後の方にもう少し関連します。一応これ残しておきます。私認識が幾ら違うものでございすから残しておきます。それで、ちよつと話が横にそれますが、ちよつと新電電の経理部長がお見えになつてゐるそうです。その方に質問をちよつとそらさせていた

だきます。これは竹下大臣にぜひ御理解願いたう部分でございすので、お聞きを願いたうです。

まず第一に、N.T.T.の経理部長に伺いたうわけでございますけれども、要するに国会審議の過程でもって、共有の財産ということとに、いわば新電電あるいは電電公社の資産形成の過程という用語が随分と野党議員からも出たと思ふんですね。問題は、この資産形成の過程といふと、電電公社発足のときに国の資金が百八十八億入り

ましたといふことは一つお互いに認め合つているところでございまして、それから今日の電電公社ができて上がつてきたわけでございますが、わ

かりやすく申し上げて質問してまいりますけれども、一つは、例えば研究費等については過去五年から五十九年までに、電電公社はどれぐらいつ使われておつたのでしょうか。それをまず答えてください、経理部長から。

○参考人(飯田克己君)　金額から申し上げますと、五十五年年度で七百五十五億、どうも私ども、研究開発費といふものは非常に事業の飯の種でございまして重要視しておりますが、これ指標といたしましては売上高の中での程度のパーセンテージを占めていられるかということも重要視しておりますが、その七百五十五億というのは売上高に

対して一九五五年度といふことでございす。それから五十六年度は八百二億、同じく二・〇五%、それから五十七年度は八百八十五億、二・一

二%、五十八年度は九百三十九億、二・一七%、それから五十九年度は千二百六十六億で二・七九%、こういう数字でございす。

○大木正吉君　数字がはつきりいたしません。私

がもう一遍読み上げてみます。資料をちよつといたしまして、五十五年度七百五十五億、五十六年度八百二億、五十七年度八百八十五億、五十八年度九百三十九億、五十九年度千二百六十六億、これに相違ございせんね。

使われている、こういうふうな認識してよろしゅうございすか。

○参考人(飯田克己君)　そのとおりでございす。

○大木正吉君　次に伺いたうのは、資金の調達

の経緯でございすが、これも電電三十六年の歴史をひもといたら大変なことになるから、最近の問題についてだけ伺ひます。

資金調達の推移でございすけれども、手元にあります資料、十年間分でございますが、十年じやなくてもいいですけれども、十年間分を例にとり

ますと、いわゆる電話債券ですね、これは加入者債券、加入者及び受益者引受債券というのがあり

ますが、電話債券でしよう。これが二兆四千七百二十三億。過去十年間の中の、五十八年から停止になっていまして、約八年間の統計であります。その次は公募特別債券、同時に非公募特別債券、これは公募債券の方は恐らく証券会社等からの借金だと思ひます。これが一兆五千三十億、十年間分でございます。非公募特別債券、これは都

市銀行の方から借りたわけでしょうが、これは九千六百五十四億。外貨債券が十年間に四千六百十億。政府引受債券、これはどういふ性格の、いわば政府関係の金融機関から出ているのかどうかわかりませんが、これが八千五百五十八億、

こういう状態と認識しますが、よろしゅうございすか。

○参考人(飯田克己君)　そのとおりでござい

す。

政府引受債券は簡易保険の資金であるとか資金

運用部、そういうことでございす。

○大木正吉君　この表をずっと見ていただきます

とわかるんですが、独占の電電公社だからもうか

つて当たり前であるという認識とか、いわば補助

金はもたらさない、保険の方から借りている部分

が財投の次ぐぐらいの金か、こういう感じですか

な。電話債券部分は二兆四千億ですから、それ以

外の都市銀行、証券会社から借りてゐる部分を加

えていきますと、電話債券部分を凌駕すること

が

三

参議院

大蔵委員会会議録第十七号

昭和六十年六月十三日

第五部

参議院

大蔵委員会会議録第十七号

昭和六十年六月十三日

第五部

参議院

大蔵委員会会議録第十七号

昭和六十年六月十三日

第五部

参議院

は明らかですね。そして外国からの借入金が一千万六千六百六十億円でございます。

これを全部トータルすると大体六割ぐらゐは全員の民間会社と同じように、竹下大臣、これは電報は自前でもって借金して会社のやりくりをしている、こういうふうな理解しておるんですが、どういう御所見でしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 議論にありましたのは、資産形成の経緯にかんがみということから考えた場合は、まさに自前の努力の中で労使の協調で生み出した資産であり、負債でもある。したがって、そういうことがつてからの議論が多くなされておったということは十分承知しております。

しかし、その資産形成の経緯ということを考えてみますと、国の一部である旧電電公社が法律により独占事業として電話事業を営んだ。その結果、いわば資産が形成されたものである。したがって、国民にとって不可欠な、全国一円に自動化された電気通信網が築かれてきたということとを考えると、国民共有の財産という定義づけというものが適切ではないか、こういう結論に到達したわけでございます。

したがって、いわば資金運用部から借り入れをしますとか、そういうことは仮にあったとしても、これは、これがあるいは民間金融機関であったとしても通った金ではないかとも私は思います。だから、その限りにおいてはその努力の中に築かれたものでございますが、もう一つ根本をさかのぼりますと、いわゆる国の一部であるところの旧電電公社が法律により独占事業を行った、こういうことからすればやっぱり国民の共有の財産、こういう位置づけもできる。その資産形成の過程の中に努力を評価するとかいうものも、私はそういう角度からの議論があるのはこれは当然のことだと思ひながら、最終的に整理したのが今のようなお答えになるわけでありました。

○大木正吾君 私自身、前の仕事で仕事でございまして、なるべく労働問題に触れない立場でもって御質問申し上げてはいるわけですが、大臣

の方からそういったニュアンスのお答えがございましたので、これを申し上げさせていただきますと、毎年これ、少ないとき十八万です。多いときでもって二十四、五万人のいわば訓練を続けてきているわけです。一方で、この前だしが連合審査のときに申し上げたのですが、私が昭和三十年、近藤さんがおられて言いくいだけども、私たちの中にも随分共産党の方もおられましたね、そうして日本でもって労使協働事項を結んだのが全電通の組合なんです、率直に申し上げて。当時の書記長は私なんです。大分、不信任寸前まで追い詰められて、やられたこともあつたんです。ただ、やっぱり技術が進歩して、また後楽園球場並みの電話局をつくるわけにはいかぬじゃないか、こういう話も考えましてね。やっぱり今の土地や建物を変えないで市外回線をどんどん自動化していく。こういう経過の苦しみを労働問題といたしましては苦しみ抜きまして、十数万人の嫌がる御婦人方を職場を変えたり局を変えたり、こうやってきたことも事実なんです。

しかし私はきょう、そのことを余り強く主張しますと、あいつはまた前科者だからああ言っている、こういうふうになりますので言わなかったんですけれどもね。ただ、私率直に申し上げて、この電電の経理問題を中心にして物を考えますと、政府関係の資金がほとんど入ってないというところは竹下大臣、やっぱりよく認めておいていただきますと、今後、いろいろな政府関係の金融機関がたぐさんでございますから勢い、民間の金融機関というものはこれはどうしたってある程度の利潤は上げなきゃいけません、政府関係の場合にはそれほど利潤は多く求めなくていいわけです。したがって、貸し出しの相手が進みますし、借り入れる側も政府関係にお願いする、または使ひ方が違ひますね。そういう意味合ひで私は、恐らく一般的には共有財産というものは電話債券が一つは土台になりましようが、電電の資産形成過程あるいは育っ

てきた過程では政府関係の資金が一般的には相当大量に入っている、そういうふうな国民の方々に、この先生方は全然違ふと思うけれども、そういうふうにとらえがちでありますから、改めてきょう財産形成の経緯という問題について私の考え方を述べたわけでありました。

ただ、大臣の方からまたこれうまく答えられまして、なかなかこのところは答えがうまいものですから、いわば都市銀行の金までが一般国民だ、こう来てしましますと、もうとにかく政府関係の金融機関は全部要らないんじゃないか、こういう理屈になつてしまふ心配もある。これはまた別の場所の議論の展開かと思ひますが、とにかく資産形成の過程について一般の、国鉄の例というものは私あえて挙げませんが、一般の、いわば政府関係の事業あるいは企業、これから見たらほかに電電は、すぐれて自前でもって金融調達をしながらやってきたんだということについて、他の企業とは違ふんだということは御認識いただけるかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) それは十分認識しておるところであります。資金運用部等の金が入ったにいたしまして、当時のその時点時点の金融情勢から見れば必ずしも資金運用部の金でなくても都市銀行なり民間資金なりで私は間に合つたんじゃないかという感じもいたしますので、まさに自前の努力というものが基本にあるということは十分承知しております。

一つだけやっぱり、これは電電のみならず、いわば国の一部であるというこの背景から来る信用というものがまた民間資金なりあるいは電話公債なりというものの信託というものの裏づけになっておるといふ議論も無理すればできるかな、こういう感じを持っておりますが、だからやれたんだらうというふうな開き直りするような考えは竹下登さんには全くございません。

○大木正吾君 それは両輪だというふうな理解してもよろしうございしますが、ただ私が申し上げたいのは、やっぱりおっしゃるとおり独占企業と

は国というものがバックで、日本の国民というのは単一民族的でございます。言語も宗教もほとんど余り摩擦がありませんから、そういう面で見ると思ひますけれども、いざにしましても、私が申し上げたいのは、政府関係の企業経営的なものの中では、私は内部の努力についてはやっぱり、経営側は経営側としての資金の調達などの問題とか、あるいは労働側は労働側としてのいわば国民のための電話事業のためにみずから技術の革新に対応していった努力、こういったものは内部的には認めておいた上で株式売却問題についてはお考えいただくかならぬ、こういうふうな思っているわけでございますから、ここでもってこの問題をこれ以上論争しようと思ひません。

私は、この法案を仕上げる過程で責任ある委員長という立場を持たせていただきましたこともございまして、改めて、やっぱり株式がばんと入る前に少しくこの辺の復習をしておかないといけない、こう思つてあえて質問させていただきます。

それでは、NTTの、新電電の社長もお見えでございますので、最近ちやうだいしました事業計画等を参考にしながら二、三質問をさせていただきます。もちろん経理部長でも結構な部分は結構でございます。

端的に申し上げて、新聞報道ですから余り根拠がなかったらそれまでの話でございますが、当初の新電電は、資本金一億であるとか、あるいは株は大きなフィーバーも含めて値上がりをするであろうとか、そういったことが巷間には言われておりましたけれども、最近発表されました事業計画を拝見いたしますと、結果的には初年度の経常益が二千二百億円ですね。そして株式の配当が八割、こういうふうな問題点がポイント的にはつかみ得るわけでありまして、そこでまず冒頭にこれは経理部長に伺ひたいのですが、公社から新電電に入つて新しい負担がふえた部分はどういうものでございませう。これを経理部長、答えてくださいませんか。

○参考人(飯田克己君) たくさんございますが、まず第一は新しい税金関係、これが一番大きいものでございます。その他項目を挙げればたくさんございますけれども、おおむねそういったもので、新しく民営化したということに伴いまして約二千億ぐらいの負担増というふうに考えております。

○大木正吾君 もうちょっと中身を具体的に言うていただけませんか。後で少し関係がありますので、二千億という手元のここに資料もございまして、一つは新しい負担の税目なり、あるいは社会保険、退職金積み立てですか、そういったものについて中身を入れながら再度お答えいただきますようか。

○参考人(飯田克己君) では金額の大きなところから申し上げますと、まず耐用年数の変更でございます。これは御案内のとおり、民間会社になったということに伴いまして、新しい耐用年数の適用を受けることがございます。これが約七百億。それから道路占用料でございますとか、あるいは各種の保険料とか、そういったものが約四百億でございます。それから社会保険料、そういったものが二百億でございます。それから会計制度の変更に伴いまして、従来投資勘定として経理していたものを当該年度の損益経理として経理し直すというものもございまして、その他事業税等でございます。以上合計しまして二千億ということでございます。

○大木正吾君 退職金の引当金の方はどういふうになるわけですか。

○参考人(飯田克己君) 退職給与引当金は、従来の公社制度のもとにおきましてはそういった引当金制度はございませんでしたが、今度は当然民間会社ということで退職引当金制度を創設いたします。これは設立委員会において御議論いただきまして、約一兆七千億近いものを負債勘定に計上してバランスシートをつくっております。なお、それは、毎年度退職者が出たときにその引当金から取り崩して支払いをいたしますけれども、それに

対して、引当金制度の本質からいまして、一定の引当金分に対して不足を生じた分については、毎年度の費用勘定から補てんし直すという性格でございます。これが約二百億と想定しております。

○大木正吾君 わかりました。

○参考人(飯田克己君) 市内関係、市外関係という区分けはできかねる仕掛けになっております。先生も御案内かと存じますけれども、すべてダイヤルで全国つながるということになっております。それは距離と時間によって度数が、回転数が違うというカウンターの仕方をとっておりますために、全部一緒になっておりますので、この分計はちよつとできかねるといふことでございます。なお、将来的に、これは非常にコストの上で大きな問題で重要な部分でありますので、そういった通話の流れというものがどういふふうにか各発信地から着信地まで、どういふ時間帯でどういふ通話のバルブが流れていくかという設備は、導入して精密な測定をしたいと思います。

○大木正吾君 いわば、機械の流れからいっての話としては聞けるんですけどもね。料金収納関係としますれば、四兆二千五百十億円のうち市内部分として何割か、何%か、あるいは何千、何兆かという数字はわかるんじゃないですか。

○参考人(飯田克己君) 恐れ入りますが、ただいま手元にその資料を持っておりませんので……

○大木正吾君 極めて大まかなパーセンテージをちよつと教えていただきたい。特に市外関係のウエートはどれぐらいあるかということをお教えしてくれませんか。

○参考人(飯田克己君) 非常に粗っぽい言い方を

いたしますと、七割三割かと存じております。約七〇%が市外通話関係の収入と想定しております。

○大木正吾君 質問することはまだございしますが、今までの電電公社、これは大変な金がかかります。ここにも資料が若干ございしますが、電話局の中、これは恐らく次長も見たことはないと思ふんですが、電電公社というのはいや、私

は出です。それからわかるんですが、中の機械に物づく金がかかるわけですね。世田谷の火災がございましたのも、でかい地下ケーブルの幹線ですね、あそこ金がかかるわけですね。従来、こういったものにについては、郵政省に監督を受けながら電電公社御自身が、電気通信機械設備等に対する償却などは、機械のいわば寿命なども考えながらある程度は自分たちの判断で、郵政省の許可を受けてやってきました。この経過のようですが、今度新しく新会社は大蔵省の方から、いわば耐用年数等を中心とした償却率等、大蔵省令でもって御指導いただく、こういふふうになるかと思ひます。が、そうなりますか。

○政府委員(平澤貞昭君) これは主税局の方のお話でございますけれども、私が仄聞するところによりますと、今委員がおっしゃいましたように、国税庁と密接に連絡をとりながらこの問題をどうするかやっていると聞かれています。

○大木正吾君 担当が違つて失礼しましたけれども、これは資料からすれば当然大蔵省の省令によって決めていただく、こうなっておりますから、ひとつこれからは御検討いただきたいと考えております。

○参考人(飯田克己君) 新電電の社長にここで伺いたいわけでございますけれども、社長どうでしょう、私たちが当初、外から見ておりました、資本金が七千五百、七千八百あるいは八千億というような話題は前にもちよつとございしたようですが、配当の八%というような数字は若干このスタートといひますか、

前のマスコミの報道等からすると低いというような感じがしますけれども、こういった問題については、これから恐らく電電株の売却等をする場合に、どういふような評価をされるかということの、一つの基準的な面にもなりましようが、いづれにしても、二千二十億円の経常益、八%の配当、これは俗に優良会社と言われるものの財務諸表、第一年度でございまして、それとも、いざいざ、もつと経営努力をするというふうな気持ちでもつてお臨みなのかどうか。

この事業計画書をきいていただきまして、拝見いたしました。

その末尾の方にこういうことが書いてございましてね。「増収施策並びに経営改善施策の推進」などがまずありまして、「INSの形成」、そして最後の方にいきまして、「二行半ほど」、「厳しい経営環境に配慮し、機動的弾力的に対処すること」と、さらに一層の増収、経費の節減に努めることとする、こう書いてございまして、このこと、持つ意味合いを少し新社長の決意なども含めてお聞かせいただけますか。

○参考人(真藤恒君) 今冷たい頭で予想いたしますと、事業計画書で政府に提出したような数字になりますけれども、私も現在、これをどうやらにプラスアルファをつけるかというのを前提にいたしまして努力いたしておる状態でございますが、幸い組合の方の態度が非常に積極的な協力体制がますます強くなつてくるような傾向を見せていただいておりますので、何とかこの数字は改善できるだろうという自信は持ち始めておるところでございます。

○大木正吾君 そういった御決意は私もぜひ取り組んでいただきたい問題点でございますけれども、実は大蔵省側にもこの問題とあわせて私御理解願つたらどうかと思ふ問題は、これは三月二十六日に新しい事業計画等を練つたときの一部の新聞記事の報道でございまして、二千二十億円の経常益はちよつと見込みが少なかつたんじゃない

ないかということか、実は、最近金融がだぶつきでございすけれども、一般にアメリカの金利に引張られたりしまして、金利が高く張りついている傾向もございす、企業、負債コスト戦後最低」という見出しによりまして、一部上場等を中心とした企業の利子率平均が年六％と、こうなっているわけですね。

問題は、そこで新電電にお尋ねしたいわけでございますが、さっきのこととも関連して、少しやっぱり経営努力してもらわなければいけません。うけれども、新電電の新しい事業計画に基づく金利負担率ほどの程度になりましょうか。この辺は経理部長で結構ですから、答えてくれませんか。

○参考人(飯田克己君) 旧公社時代の金利負担率は七・八でございす。

○大木正吉君 新しいこの事業計画に基づく四千億前後返していくとかという話がございす。要するに企業全体の、一部上場関係かもしれせんが、これは日経新聞の記事なんです、六％、こう書いてあるんです。ですが、旧電電公社当時七％であったということはまあいいでしょう。今後、ここの新しいものはどれぐらいの利子を払っていく、利子率はどれぐらいになるかということ、経理部長、頭の中にあつたら、それを聞かしてほしい。こういうことなんです。

○参考人(飯田克己君) 既にNTTになりましてから新しくNTT債というものを三回発行しております。これは先生御案内のとおり、そのときそのときの市況状況というのを見て発行いたしますので一定してはおりませんが、大体最近のNTT債の一番新しい直近の場合、これは一番低コストでございまして、下がっております。六・八六八と記憶しております。

なお、第一回の四月発行のときはもっと高うございました。

○大木正吉君 若干質問している趣旨と、短期のミクロ的な話になってしまっているようですが、私が言っているのは、大体経営者の中のお金の金庫を預かるあなたは親分のはずだから、大体そう

いった市中金利全体を見通したときに、公定歩合が下がる傾向はないということか、金融自由化問題とか、総合した場合、実は十二月の七日の日のこの連合審査のときの岩下当時の経営担当総務理事から聞いた話では、五兆六千億円の負債のときには、年の金利の負担が七・八％、こういう記録がはつきり残っておるんですよ。ですから、その後四千億何がしか減らして五兆一千億ですから、金利負担が減ることは当然なんです。ただ、六・八％程度でもって一年間通していきけるかどうか。この辺のことは私は余り安心できない、こういうふうに出ておるわけですが、要するにこれも一般の世間の期待といいますが、国民の見る目からすれば、こういった金がだぶつて金利が割合に動かない時期には、ある意味で企業とすれば、大体一流企業並みの六％前後の金利ぐらいに負担が年平均均した場合の筋じやないか、こういうふうに出ておるわけですが、これ以上電電からの答弁はよろしうございす。

大蔵大臣に伺いますが、幾つかポイントをこどもって伺つてみたんですが、大臣どうですか。電電が持っている負債との兼ね合いなり、あるいは今の金利問題、さらに新社長の、もう少し経営の成績を上げたいという意欲がありましたね。その陰にやっぱり、関係従業員なりあるいは経営陣の努力がなければできないわけなんです。ですから、そういった問題について大蔵大臣としての所見がもしございましたら。

私があえて申し上げたいのは、当時も随分議論したんですが、これから議論いたします株式の売買益の一部は、さっきの話を若干関連いたしますけれども、やっぱり財産形成の過程があるわけでありまして、一部は当然電電債務の返還に充ててしかるべきじゃなかったか、こう考えておるわけですが、大臣として、そういったものはもう方法論としてはないということとは衆議院の記録でもよく拝見いたしました。補助金は出し得ないとか、研究費を出せば税金で半分ぐらいついていられるとか、たくさん記録が来ていすけれど

も、そういったこともございしようが、今伺ったような経営状態なりあるいは形成過程等にかんがみまして、今後監督するなりあるいは大株主の大蔵省といたしまして、一体どのような所見をお持ちか、ここで伺わせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは今まさに新社長、新といつても四月からですから新じゃございませう、現社長のお答えにもございまして、よる成績を上げようということに対して組合の方の協力の姿勢というものは大変なものである、したがって我々もその線に沿って努力していかなくならぬ、こういう御趣旨の御答弁でございまして、まさに民間活力というのが一番出ておるといふ印象を強くしたわけでありす。

これはいささか横道にそれますが、私も長い間仲裁裁定の取り扱いというのをやっておりますと、ここの電電さんと専売さんはいないわけでございます。いち早く労使の間で決まりました、三十何年ぶりでございますというお話を聞きました。したときに、これはある種の感傷でも申しすか、じんとかるような感じがいたしました。ああ民営化してよかったな、こういう素朴な感じを受けたわけでありす。そういう中でこれから努力されていただけるわけでございますから、私も十分これに期待を持つことができません。はなから、私がいろいろ申し上げておりますのは、仮にもし、経営者として当然出てくる自然の発想ではあるにしても、従来の債務返済に充てるというところになったといたしますと、今の帰属しておる株というものがいわば固有財産である限りにおいては、新たな競争相手が出てきた場合と比較すれば、補助金を出すと同じ理論になつてくるではないか、こういうことを申し上げておるわけでございます。現在の体制の中で現在の資産、負債を引き継がれ、今の努力の経過を私なりに見させていただきますならば、私は十分公益性をも維持しながらも民営の実績というのが大変に上がっていくのではないかと、だから政府とし

ては可能な限り関与をすることを少なくすべくしていくという姿勢でむしろ対応すべきものだという印象を強くいたしておるところであります。

○大木正吉君 恐らく国民の方からは、私どものこれは感傷ですが、さっき料金問題をちょっと伺いましたけれども、やっぱりまだまだ、情報化社会の進展で新聞やマスコミに電電問題が出ないことは少ない、相当出るだろうと思ひます。そうしますと一番の関心事は、一つは株式問題もありまして、市外料金ですね。何とか市外の料金を下げてくれぬか、こういうような期待が相当強く出るだろうというふうに出ておるし、私自身もなるべく早く、市外料金については新しい料金体系自身をいろいろ工夫されているようで、つい最近も電話明細書を出しますよというのが新聞のトップ記事にちよつと出たこともありまして、恐らく市外料金値下げ問題は相当早い日程に上る、こういうような感傷で世の中の動向というのを見ているわけでありまして、これについて電電からも意見を聞きたいと思ひますけれども、そのことは後にいたしまして、今大臣の答えたことと新社長眞藤社長の答へにございまして、結局これは、一割配当に持ち込むためには経常益をやはり一千億ぐらいプラスするぐらいの頑張りがなければいけない、こういう感じもいたします。

そうしますと、どうしても従業員に合理化を強いるとか、あるいはいろんな面での工夫、効率化ということが出てくるわけでありまして、精神状態というものは相当私たちも見ておりましてよくないというふうに出てくる、修羅場の競争にいくわけでありまして、同時に一面では、第二電電、第三電電がどんどん出てきますと、東京、大阪、名古屋等のところはクリムスキミングでうまいところはどんどん新しい会社、結局スタートは新しいのでありますけれども当然これは大きなシェアを持ち始めてくるであろうということと同時に、半面では電電は山間僻地まで含めた全国サービスをしなきゃならないという問題も

ございます。

これは市外料金に絡むわけですが、そういうこと等を総合して考えたときに、株の問題についてこれから徹底的に議論に入りますので、その前にこれは大臣と新社長にちよつと伺つておきたいんですが、組合の方の意見を伺いますと、イギリスのB Tなんかの例が最近ございまして、もしも電電株に不正な、と言つて悪い方ですが、余り多数の持ち株を持つ方が個人であつたり法人の買い占め等が起きますと大変な問題で、これはどんな経営努力をしても結局信用は丸つぶれですわね。そういうことを、一面ではやはり影響を与えること等も含めたり、あるいは労使関係の安定努力、経営努力、合理化努力等を含めたときに、持ち株組合という話題がB Tにもあるし、日本の新電電の関係組合からも持ち上がつてゐるわけでございますけれども、これについてまず、真藤社長の持ち株組合に対する御見解がありましたら伺わせていただけますか。

○参考人(真藤恒君) 私ども、この問題につきましては、できれば政府が株を一般に公開されるまでに、第一回からこの持ち株制度というものの動きをさせていたきたい、できればというふうに考えております。

○大木正吾君 今の新社長の言葉に加えまして、大蔵大臣の方ではどういふ所見をお持ちでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) まず一つには、先ほどもお答えいたしました、電信電話株式会社の民営化は初めての試みでありますので、その事業経営が公共性を維持しつつ効率的に行われることが必要であつて、そのため日本電信電話株式会社法においても政府の関与を必要最低限のものにとどめる。この精神はいつまでも持つていかなければならぬ課題だと思ひます。

そこで、今後の経営の健全性、いわゆる安定株主、持ち株組合などの事業経営上の新たな問題が想定されるわけでございますが、労使の協調を基本としつつ問題の解決が図られて、経営努力が充

揮されることを私どもの側からも期待してゐるというところは明確に言えるのではなからうかと思ひます。

○大木正吾君 新電電株の今までの経過等につきまして、以上で終わらせていただきますが、新しく今度株が売却されるわけでございますけれども、株の問題について少し質疑を継続させていただきます。

新電電の社長、どうぞ退席されて結構です。

これは、会社法第五條で、大臣も御承知のとおり株式の処分という項がございまして、「年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内」というだけ書かれておるわけでございますが、これ以外に一切電電株に関するいは取り決めたとか規則、細則その他ございせんから、したがつてこれは商法とか証券取引法に基づいて株の処分される、こういうふうな認識でよろしうございせんか。

○政府委員(中田一男君) 現在、電電の株式は一人株主というふうなことで大蔵大臣の手にあるわけでございますけれども、これを処分いたしますに当たりますと、会計法あるいは予決令あるいは国有財産法、こういった国有財産を処分するための法体系がございまして、その手続にのつとつて処分されていくべきものと考へております。一たんこれが売却されて市場に出回りまして後は、ただいま大木委員御指摘のように証券取引法なり何なり、そういった一般の会社の場合と同じようにこれが扱われるものと思つております。

○大木正吾君 と申しますと、証券取引法第百十條ですか、新会社は設立後五年以内に上場はできないといふこととか、上場基準とか、こういったものは一切これは今度の新電電の株の売却には関係がない、こういうふうな理解しておいていいわけですか、理解するのが正しいんですか。

○政府委員(中田一男君) 恐らく、少なくとも初回の売却に当たりましては直接そのような規定が制約になつたりするということでは必ずしもない

だらうと思ひますが、直接は、国有財産の売却という観点からこれをどのように扱つていくか検討してまいらなければいけないと考へております。

○大木正吾君 ちよつともう一遍今のことを伺いますが、国有財産であるから最初の場合にはこれは国有財産の処分の枠の中である、一たん売却した場合には後はもう一般の証券市場の問題として商法なり取引法である、こういうふうにお答えになり、今のまた御答弁ですと若干その辺が区分けが難しいような答弁に返るんですが、もう一遍答えてくださいませんか。

○政府委員(中田一男君) 整理していただいたとおりでございます。最初の売却というのは市場もございせん。一人株主がこれを売り出していただくわけでございます。そしてその性格は国有財産でございますから、国有財産法ないしは会計法等の諸規定に基づいて処分をしていく必要があらうかと思ひます。それから後はむしろ大蔵省で言え

ば証券局の方の守備範囲になつてくるものだ、このように考へております。

○大木正吾君 これは株問題について随分と衆議院、参議院の通信委員会等々、連合審査でもそうすけれども、やかましい議論がございまして、最後に法案を仕上げるときには中曽根総理にも出席してもらつて、いろんな答へが返つてきていますけれども、特微的に申し上げますと、公正に国民の信頼にこたへるという言葉とか、あるいは国民に疑惑を抱かせないとか、公正で厳正でありま

すとか、特定個人に集中させないとか、幾つか言葉が並んでゐるわけですが、用語というものは極めてこれはきついに使うことはできませんが、さて問題はこういったことの中身としてどう実行するかという非常に難しい問題があらうかと思ひますが、これに対する諸準備は一体どのように今されておられるのか、あるいはおつもりなのか、その辺のことを聞かせてください。

○政府委員(中田一男君) 国有財産でございますが、株式を国が処分いたしました先例というものは幾つか持つておりますが、そのような先例を勉強いた

しましたり、あるいはごく最近にはイギリスの電電会社がやはり民営化されて処分されたというふうな例もございまして、こういう例を勉強いたしましたり、そういったことで勉強はいたしておりますけれども、何分にも電電株の場合にはそのボリュームからいいますと内容からいいますと私も初めての経験でございまして、したがってこれは非常に慎重に取り扱つていかなければいけない問題でございまして。

また、どういふ売却方法を施行いたしますにしても、その過程で十分民間の有識者の方々の御意見を広く伺つてまいりたい、そういうふうな準備は進んでおるといふ状況ではございせん。

○大木正吾君 私は本会議でも実は総理と大蔵大臣にお伺ひしたんですが、今次長のお答へは範囲のものであれば、この法案の中に、財産法の中にこういったものを直に入れる必要はないではないか、全く新しいケース、同時に大蔵関心度の深いものでございまして、何かいすれば金は、売却益が入つてくるから入れ物を早く用意しようということはそれは意味はわからぬではありませんが、そんなに急いで入れ物をつくらなかならぬというところは、現に入れ物はあるわけですか。

それから、あれに入れたらどういふことについて決めればいゝわけですから、ちよつと順序が逆じゃないかという、そういう感じがございまして、あつたところからどういふことを申し上げまして、今あなたが、次長が答へたとおり、売却をいたします、公開いたします、売却するときの手順や方法等がみっちり議論されまして、その上にこの法案の中でどこに入れるなら入れる、一般会計に入れる、こういうふうな形のものにしたらどうか、こういうふうな申し上げたんですが、ちよつとこの法案の出し方が逆じゃないか、こういう感じを持つてゐるんですが、いかがですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 先ほど来御議論がございましたように、この電電株式でございまして、

これは国民共有の資産である、そういう性格からやはり国民共有の負債である国債の償還財源に充てるのが適当であるというふうに判断したのでございしますが、そういう趣旨を明確にするために今回、帰属をお願いする法案を出しているわけでありました。

その場合に、一つは、この電電株につきましては、昨年十二月に電電株式会社法が成立しました際に、本年の四月一日にこれが無償で政府に譲渡されるというふうになっております。したがって、一般会計に來ているわけでございします。そういう状況のもとにおいて、やはり六十年度においてこの趣旨を明確にする、所屬会計を明らかにするの適当ではないかというふうに政府としては考えている点の一つでございます。

それとともに、六十年度におきましては、現在御審議をお願いしております国債整理基金特会法、これは国債の大量償還を円滑に行う、その対応をするために短期国債等の発行を可能にするというところで行っているわけでございしますが、その法律を六十年度に御審議をお願いしているわけでございします。その受け皿の法案の中に、やはりこの趣旨を明確にするという先ほどの観点から、六十年度に行うのが適当であるということとございします。この規定の中に入れてあわせて御審議願うのが当然であるということから、今回帰属を明確にする意味で御審議していただいているということとでございます。

○大木正吉君 当然であるというように言葉を相対置しておっしゃられたんですが、電電が発足しましてから二月余りしかたっておりません。確かに大蔵省の国有財産の処分という問題に絡むというふうにおっしゃられたことはそれはそれでしょうけれども、さっきも大分質疑いたしましたとおり、大体公社経営そのものと新しい出費が起きます新電電というものの、しかもそれが二カ月しかまだ経営していない、いざ九九月になつたら半期の決算が出るかもしれない、そして三月には一年分ぐらいの財務諸表がで上がり、五、六

月にはつきりするかもしれませんね。そういう順序を追っていきましますと、大体電電株の公開売却は大蔵省としてはいつごろを予定されておられるわけですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 電電の株式の売却の時期その他につきましては、たびたび御議論もございしましたように、いろいろそれまでに検討し解決していく問題が多々ございします。したがって、現段階でいつこれが行えるかという点につきましてはまだいろいろ検討している段階でございします。具体的にいつということをおし上げる状況にはないということとでございます。

○大木正吉君 百分の一・六というのも、百三十二兆という形までいってしまう来年の三月になりますと二兆二、三百億ぐらい現在の法律関係ですと整理基金の方に入れないかならぬ、こういうことになるわけですね。現在の残高は九千九百億。そういうことからしますと、国債に対する国民の安心度、あるいは市中銀行、都市銀行等が引き受けているシ団の感覚、そういう目から見た場合に、国の財政が火の車ということは大体わかってはいるかもしれませんが、法律的にも国債の信用度合いからいってもやっぱり問題なんじゃないんですか。

だから大蔵省は、なるべく早くこういったものを九千九百億について上積みしながら、せめて二兆までいかないまでも何らかの上積みをしたい、こういうお気持ちか。それとも一般会計から何か宝物でも出てきてそちらの方にいくから心配はない、こういうお気持ちなのか。どうなんですか、その辺は。

○政府委員(平澤貞昭君) この電電株式の処分の問題につきましては、一つは電電株式会社法が設立されたという趣旨、これは民間としての活力を生かしていただくという趣旨からいえるべきで、早く処分していくというのが一つの考え方になろうかと思うわけでございします。しかし、やはり片方におきましては、これは先ほど来申し上げておりますように非常に国民共有の貴重な財産でござ

いますので、その処分に当たってはできるだけ国民にとって有利なように処分していきたいという気持ちがあるわけですね。強いていいます。公益性の観点も言っているかと思いますが、そういう観点もあるわけでございします。それとともに、この処分におきましてやはりいさかも疑惑を招くようなことのないようにするの、政府としての重要な責務でございします。

したがって、今申し上げましたようなものもその観点の中でこれをどう処分していくかというところについて今真剣に検討しているというのが、偽らざる現状の姿であるということとでございます。

○大木正吉君 通信委員会での議論のときにはその程度の答えでもないんですが、やっぱり入れ物をつくって持ち込もうということを決めるんだとすれば、この法律案を通すからには、もう少し中身をはつきりしてもらわねと、国民の関心度が高にだけに私はいけないと思うんですね。

逆に伺いますが、二年間ぐらい凍結をした方がいいんじゃないですか、逆に申し上げますが、二年間凍結をして、会社のいわば財務諸表などがもつとつきりして、そして株の配当も上向いてきまして、大蔵省がもうちょっと売却益が上がるというところを見計らって売るのがいい、こういうふうな考えのために二年間凍結をだあつとやられた方がいいんじゃないですか。どうですか、その辺は。

○國務大臣(竹下登君) 一つはやっぱり、民間になった限りにおいては可能な限り早く、それは一人株主じゃいけません、株主の意向が経営にも反映されるようにという意味においては可能な限り早く売らねばならないという考え方が基本に一つはあると思うんです。

もう一つは、いわば国民共有の財産でございしますから、公正、公平にきちんとやらなきゃならぬ。それからもう一つは、今度は、できるだけいい値で売らなきゃいかぬという問題も、国民の共有

の財産であると同時に、また財政当局としては当然考える。

そこで入れ物の問題をまず決めていただく。普通、入れ物の問題を定めるならば売却の方法というのでもう少し具体的に議論の中で明らかにするようにならなければいけません。この議論も部内で行ったんですが、率直に言って、ただ何分、初めてのことでございしますからプロというの一人も日本にいない。日本にいないというか、まさに日本にいないような気がします。そうすると、やっぱりこれは国会の議論を聞いて、それを土台にして、必ずしもこの問題に対するプロとは言えないが民間有識者の方々の意見でも聞く方法をとっていかなくちゃならぬじゃないか。そうすると今度は人事配置も我が方で、恐らく本当にそれを専門にやる有能な人の配置もしなきゃならぬな、こういう感じも持ちながら今日に至っているわけでございします。で、入れ物をつくりまして、では売却方法はおよそこういう方法でございしますところまでは言えるのが本当かという議論もしたことは事実でございします。結論から言う、その問題はやっぱり余りにも難し過ぎる。したがって、国会の議論等を基礎にして有識者の議論を詰めていってそれで対応しなきゃならぬんじゃないか、こういう結論になつたわけでございします。これは中身もさらけ出してお答えをしたわけであります。

○大木正吉君 大臣に聞くのはもと先と違っていたんですけれども、先に答えられてちよつと拍子抜けしている感じもあります。あれですか、大臣は電電株七千八百億とたばこ産業一千億円の株を持たれて合せて八千八百億の大株主である。まさか次の総理をねらっている竹下さんがその程度でもって身震いしているわけじゃないでしようね。百三十二兆の赤字までいくのに、頭に立つことをねらっているお方なんだから、わずか八千八百億程度の一人株主になったからといって身震いするわけじゃないと思うんで、私はもっと大胆にですね。どうもこういう、これは大臣の場合は違いますが、言葉が悪いんですが、や

○政府委員(岸田俊輔君) 企業の国内の資金調達
の状況でございますが、直接関係のございます株
式でございますが、五十六年で一兆七千九百三十
二億円、それからだんだん減つてまいりまして五
十九年では八千四百四十八億円という状況でござ
います。ただ、資金調達を考えます場合には、株式
だけでなくにはかの転換社債とか事業債その他を
合めて考えなければいけないかと思ひますが、
それで参りますと、五十六年で参りますと三兆六
千、それから五十七年二兆五千、五十八年二兆四
千、五十九年で三兆一千というような状況でござ
います。

かというの、ちよつと手元に今ございせん。後ほど御報告いたしたいと思ひます。

○大木正吉君 いずれにしても、これは市場を混乱させることはなかなか問題がございまいしょうし、同時にまた、理財局の側としますればなるべく高い値段で売りたいという気持ちもございまいしょうし、そういう点で証券市場の側との打ち合わせなども必要かと思ひますけれども、問題はやっぱり大蔵省自身の財政上の理由といひまいしょうか、要するに国債整理基金の方に持つていくんだ、その方がだんだんいよいよ量が、積立額が減つてきておる、こういう状態との兼ね合いとか総合的にいろんな面を考へていくわけでしょうけれども、少なくとも、たしか量として電電株は総体的に七千八百億のうちで五千二百億の売り出しですね、額面株で。株式の総額は一千五百六十万株です、たしかそれぐらいになるはずだといふように私は記憶いたしますが、とすると、これはその大体五分の一売つたといひましても三百万株、三百万株を仮に三十五万円で買いますと約一兆近い、こういうふうな形が出てきますね。相当これはいよいよ市場に対する影響が大きいことであるといふことについて、さっきの株価の問題等をあわせまして、一つの公正な売却をするためのいわば手段方法の中に入りますから、これもぜひ私は、後ほどさらに申し上げますが、とりあえずこの場におきましてはやっぱり、大蔵委員長なりあるいは大蔵委員会理事等に中間的な流れ等については私は話があつた方がよろしかろう。

これはやっぱり責任、万が一といふことがあつて、万が一、いわばある人が大きな会社の社長をしておりまして、金融市場がどんどん自由化されてきますし、同時にいろいろな関係でもって合併会社ができてきますから、一応電電会社法では外国人の取り締まりについては二割か何かでもって制限してありますね。しかし、もし合併会社がありまして、それが仮にささやかですけれども二百社、三百社持つていきましてずつと連結していったときに、これは大変なつながらになつて、調べ

てみたらいつの間にか株式のウェイトが三分の一をもつと超えたのが何かどこかでできてしまつたといふことになつたら、これは大変なことですからね。

そういうこと等を考へていきますと、売却量の決定と同時にやっぱり私たちは、どこにこの株が行つていくのかといふことは、もちろんこれは市場側としては秘密にしたい問題でしょうけれども、ある程度輪郭というものは、大きな株の量の流れといふことは把握しなきゃならぬ、こういうことがこの裏にありまふからですね。

第三の問題は、これは公開体制の確立の問題でございまして、いわばさつき中田次長のおっしゃつた面もございまして、例えば幹事会社をつくるのか、十四証券全部にやるのか、あるいはシンジケート関係でもって相談される、いろいろ方法がありまふが、今のところは一体どういふような公開体制を考へておられるわけですか。要するに国民に対して、共有財産といふからには、電電株が売りに出ますよといふことは知らせる責任がありまふ。同時に、秘密にしておかなきゃならぬといふ面も恐らくお考えだろうと思ふんです。ですから、余り早くやつてしまふと、何かこうすつぱりもうどこかに買ひ手がそろつてしまつて一般の国民が手を出しようがないといふ問題も出てくるでしょう。逆に今度は余り秘密で持つていきますと、ぱつとこう来てしまつてどうもならぬ問題が出てきます。

ですから、この辺の公開体制の確立も非常に私は微妙な議論が、非常に難しい議論が要するんだらうと思ひますけれども、これについてももし理財局で検討されておりましたらその模様を聞かせてもらいたい、こう考へます。

○委員長(藤井裕久君) 今大木委員の御提言については、理事会において別途協議いたします。

○政府委員(中田一男君) まだ具体的な売却方法ないしはその扱い等につきまして、そんなに検討といふものは進んでおる段階ではございまいせん。

しかし、いづれにしましても、これだけ関心を集めております株式を売却するには、売却方法を決定する過程におきましても幅広く有識者の方々の意見を聞いていくとか、十分それは国民の皆様方にわかりやすいやり方で決まっていかなきゃいけない問題だと思ひますし、また具体的に売却に当たりますと、できるだけ大勢の人に買ひに来ていただくかなければいい値段がつかないわけがございまして、当然そこそこのふうな考へ方は毛頭持つておりませんで、広く皆さんに売却の方法なり売却の時期なりを知つていただいて参加していただくといふことを心がけなければいけない問題だと考へております。

○大木正吉君 幾つか株の問題について伺ひましたが、この問題のある意味では最終的なことかも知れませんが、やっぱり中田次長ね、国民が関心を持つておりますだけに、全部が全部私は議論した経過とかなんかにいふことはあれですけれども、一定の手段、方法、基準などにつつきましては、あらかじめやっぱり議論して詰めていくわけでしょうから、そういうものについて私は、国民の議論を通じても結構ですから、やっぱり国民に知らせるべくお方が免罪といひましようか、要するにみんなが知つた中でもつていろいろな売却がされていくといふことになりまふので、私はそういうことをどうもしていただきたい、こう考へております。

同時に、一方では、いわば個人なりあるいは法人の買ひ占めといふといひ方は悪いんですが、一定の量の持ち株に対する制限といふことを考へておられるか、全く自由にしてしまふのかどうか、そのことについてはいかがですか。

○政府委員(中田一男君) 現在、会社法におきましても、例えば外国人が株主にはなれないといふような必要最小限の限定は持つておるようござい

ますが、それ以上の何らかの規制を設けるといふうなことは恐らく、当初の売却の際にどういふ条件を設けるかといふことは別といたしまして、一たん売却された株が流通するといふうなことで、流通市場のことを考へますと、なかなか法律でいろいろなことを縛る、あるいは規則でいろいろなことを縛るというとはなじまないのではないかと、適正な価格、適正なマーケットといふことを考へると、必ずしもそういう制限をするといふ考へ方が適当なのかどうか問題があるのではないかとこの感じがいたしております。

○大木正吉君 それは初めからあらかじめシェアを決めてやるかといふことか、あるいは結果論としてどうなるかといふことはいろいろありましようけれども、やっぱりこの株といふものは非常に関心が高いといふこと、同時に、将来確かに新電電がある程度スリムになつていくといふことはあり得るかも知れませんが、この株が下がつていくといふことはちよつと考へられまふし、余り過大に値段をつけて買ひ占めても余りもうからぬかも知れまふしね。しかし、ある程度優良株でいくだろうといふことは想定ができるわけですね。いろいろな例えば研究施設の問題でありますとか、それからどんなデジタル化していきまふとか、一つのパイプの中でもつていろいろな通信ができていきますから、それはもうサービスも多様化していきまふから、いろいろな意味合いでもつて株が下がる条件といふのはなかなかないだろうとこう考へる、しばらくの間はですね。そういうふうに見ていきますと、やっぱり私はいわば所有が制約される、一定の量までとめなきゃいかぬとかです、どつちか、入り口でもつて一つのルールをつくつてしまふか、結果的に出たものをあけたところがそうなるかどうかは別にしましても、私は何らかのこれはやっぱり個人なり法人の持ち株のいわばルール化といひましようか、制約といひましようか、そういうものがなければ、おつしやるように、国民に対して共有財産としまふことを言つていただいても全然あんた株はどこかに

まとまって行っちゃった、こういう話になつてしまつたのでは意味がありませんから。

そういうことを含めて、この辺についても十分に検討してもらいたいところなのであります。これは今あなたの方からはそういう気持ちはありません、自由市場に任せます、こうおっしゃったけれども、もう一度その辺について考え直して御回答いただませんか。

○政府委員(中田一男君) 前段で申しましたように、初めて国の株、国有財産を民間に処分するという処分をやり出すときに、果たして青天井で何も規制しないのがいいかどうかということになると、これはいろいろな考え方があろうかと思ひます。したがって、それは別といたしまして、ふうに御答弁申し上げました。一たん民間の手に落ちました株式につきまして、以後の流通等についていろいろな規制を設けることというのは必ずしもなじまないのじゃないかという感じがいたしております、こういうふうに申し上げた次第でございます。

○大木正吾君 わかりました。その辺のところ、第一回の結局公開売却が一番問題だと私は思ひます。ですから、そのためにこそ大蔵省御自身が三分の一の株を保有する、こういうことでもあるわけでしょう。それから同時に、やっぱりこの種の株はなるべく、気持ちだけじゃなくて、具体的な問題として国民の大多数がいわば公開なり、あるいは上場なり、あるいは売却の際に入札に参加できるということが望ましいわけですね。実際問題はできない、困難かもしれない。しかし、その意味合いで私はやっぱり第一回の上場の際に、いわば大衆が見ておられて、そしておれが欲しいんだかね、買いたいという方でもってうまく買えたという方が出てもこれはしょうがないわけです。イギリスの場合でも、大体二百五十万の応募者があつたが百万に一応制約してありますね。そういうケースもある。同時に、イギリスの場合には、四百株までの方々は全部申し込みのとおりに分けた、逆に五百株以上の方々は全部制限した、こういうケース、御存じだと思ひますけれども、そういうことをやっていますね。ですから、そういうこと等々を考えていきますと、やっぱりイギリス自身は、日本と環境ももちろんこれは違ひます。違ひますけれども、大衆株主ということを非常に実行をしているということは言える。これが法律的にやつたのか、あるいは競争の中でもってそういうことをやつたのか、環境は違ふといひながらもあつた姿は参考にはなり得る、こう考へて私は見ているわけです。ですから、あくまでも大衆に対する株主をふやしていくとなりまして、大衆個人——私個人が持つというんじやなくて、例えば私が預けている信用組合とかあるいは関係するところの共済組合とか、そういうところを持つことは、大衆の金を集めているわけですから、一定のシェアというものを置きながら、いわば証券会社なりとも話し合ひいたしましたといひていく方法もあるうし、だからといって別に、そういうところがあるに安いに方法で買いたいと言つたときは断ればいいわけですからね。そういう点を含めて、やっぱり大衆の預貯金、あるいは金を集めている機関、金融機関などがなるべく——KDDはそうですわね、持っている株のシェアが固定してありますよ、動きがあつてもささやかですわね。ですから、例えば損保会社とかあるいは電電の共済組合とか機つつか大株主がおりまして、六十倍、七十倍の株と言われますれば、これはほとんど動きがありませんね。

ですから、ああいう姿が最も望ましいと私は思つて描いているわけです。おっしゃるとおり、だから一連市場にぶん流しますと後はもうなかなかそれは規制できませんから、第一回の上場の際極めて大事でございまして、そのことをぜひお考えいただきたいわけなんです。衆議院の方では、これは中田次長も恐らく御出席でしょうけれども、調査委員会とか小委員会などをつくる。要するに、これは財政法第九条の問題との兼ね合いでもって、恐らく国有

財産法の第九条に絡む審議会のメンバーは、これは竹下さん一昨日おっしゃつたのかな、大分偉い人がたくさん集まつているとかおっしゃつたことを記憶していますけれども、あれは主として土地とかそういうものの不動産関係の売却が多かつたと思うんですよ。こういった大きな新会社の株の売却はメンバーとしては、こんなことを言つたら失礼に当たりますけれども、なかなか専門家は少ないだろうというふうに想定いたします。そうしますと、これと関連した小委員会等をつくるお気持ちがあるかどうか、その辺についてはどうですか。

○政府委員(中田一男君) かつて私も電電の株式を売却いたしましたときに、国有財産中央審議会に、売却の方法でございましてとか評価の方法でございましてとか、そういうことを諮問したことがございまして。そのような際、たゞいま大木委員から御指摘がございましたように、国有財産中央審議会の委員の構成は、どちらかというと株のことよりは土地の専門家というふうな感じがございまして、したがって、専門の小委員会を設けまして、そこで議論をしていただいたという経験がございまして。恐らく今回の電電株につきましても、最終的にどういふ審議会にかけられるか、どういふ形で民間有識者の意見を広く聞いていくかというところにつきましてはまだ省内のコンセンサスができておる段階ではございませんけれども、仮に国有財産中央審議会に御審議をお願いするといひますれば、当然やはりそれにふさわしい方々にお願ひをするということも必要になつてこようかという感じはいたしております。

○大木正吾君 これは非常に大事な問題でございましてので大臣に承りたいんです。先ほど幾つか個別の中身に入り過ぎて、理事会の方に御預けすることになりましたけれども、私は、国会審議における中曾根総理の答弁でありますとか、竹下さん非常に熱心にお答えいただいたことでありまして、同時に国民の非常に今一般

の、マスコミの少しあおり過ぎもございましてけれども、それだけに関心が強いということが一面にございまして、一面では自分自身の今までのキャリアというものの反省に立ちますと、万が一これについて買ひ占めてございましてとか、誠備事件とかいろいろな事件が幾つかございましてけれども、あれにちなんだような事件が起きたら、もう新電電はアウトだ、完全にだめだ。極端なことを言つたら、竹下さんも今大蔵大臣で株主ですから、この株主さんにも責任をとってもらわざるを得ないかもしれないし、私自身も法案を仕上げたときの、九割まで上げた通信委員長でございまして、新電電の幹部、社長以下もそうでしょうね。万が一にもないことを期待いたしますが、万が一そうなつたら大変なことになるわけなんです。ですから、その意味合ひで、私はこの小委員会の問題についてはぜひ理事会でも御協議いただきたいわけではございまして、何らかの方法でもって、私は全部とは申し上げませんが、会派から出ています理事の方々と御相談願つて、メンバーの厳選とかあるいはルールづくりについての中間報告とかそういうことについて、どうしても大臣にこのことだけは約束をひとつしてもらいたい、このように考へておりますが、いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 最初にちよつと補足させていただきますのは、本委員会で大変偉い人ばかりだと言ひましたのは、あれは資金運用審議会のことでございまして、いわば財投のあり方等に研究会をつくつておりますが、それを資金運用審議会、あれは総理府でございまして、あそこで議論してもらおうかなと思つてみましたら、天下の肩書人ばかり集まつておられまして、これは本当に実効が上がるかなというのを感じましたが、これはその際にお答えをいたしましたけれども、あの国有財産審議会の方、これももちろん偉い人でございましてけれども、今中田次長から申しましたように土地関係の人が多うございまして、したがつて今おっしゃつたような発想も当然出てく

る発想ではなからうかというふうに私も理解をしております。

それから、これの具体的な処分問題ということにつきましては、それは当時の通信委員長としての御責任もございましょう。そして、受け皿をここの法律審議していただいております。委員会委員会の御責任もございましょう。そして、もちろんこの今の際、竹下登個人として銘打つてはございせんが、大蔵大臣が一人株主になっておるわけでございますから、私の責任に帰するものもございします。それらを含めて、先ほど委員長の御発言にありましたように、理事会等で御協議いただくということに対しては、我々はそれに忠実に即応すべき問題だというふうに考えております。

○大木正吾君 委員長にこれはお願いしたいんですが、私自身は、この問題については非常に重要な問題を将来抱えている、こう考えますものですから、ぜひ理事会におきまして御協議いただきまして、適切な小委員会等をつくっていただくようにお決めいただくことを、期待ではなく、むしろこれは確信申し上げておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、問題はそこでございしますけれども、電電株の売却なりたばこの売却に絡みまして財政再建について少しく伺わせていただきます。

これは一昨日も同僚議員の質問もございましたとおり、現在整理基金の残高が九千九百億円でございしますし、今年度だけでも百分の一・六という数字、あるいは六十年年度末、来年の三月末になりましますと、これは二兆三百億円の新しい積み立てが法的には要する、こういう計算にはなるわけですね。それについて、一昨日次長の方からのお答えは、どうも歯切れが悪いという感じが何遍もしたわけですが、再質問的になって申しわけありませんが、要するに六十一年度においても百分の一・六の定率の繰り入れはするのかわからないのか、この辺についてもう一遍答えていただけますか。

○政府委員(平澤貞昭君) 一昨日も御答弁申し上げ

ましたように、六十年年度末で九千九百億、一兆四圓の基金残高になるわけでございます。六十一年度におきましては、それに対して償還のネット償還額が一兆五千九百億でございます。で、このまま何らの繰り入れもなく推移いたしますと、当然のことながら六千億程度の整理基金の残の三角が立つ。そういうことになりまします。六十一年度におきまして国債管理政策が動かなくなるということになりますので、いわゆる猶予できない状況に立ち至るということでございます。したがって、それについて、それでは今後六十一年度予算編成の過程においてどう考えていくかということとは、極めて大きな編成上の問題であるという認識を持っていただきたいと思います。

他方におきまして、この定率繰り入れにつきましましては、その制度が発足いたしました以来、これはやはり現行の総合減債制度の基本であるから、その基本は今後も維持すべきであるということとをたびたび、財政制度審議会その他からも御指摘をいただいております。政府といたしまして、これにつきましては非常に重く受けとめていることもまた事実でございます。しかし、現実には大変厳しい財政事情がこのところ続いておりまして、残念ながら、六十年年度を含みましてこの四年間にわたって定率繰り入れを見送らざるを得ないという状況に立ち至っているのもまた事実であるわけでございます。

そういう中で六十一年度についてどう考えるかということでございますが、これはやはり今後の財政の状況をどう考えていくかということはいろいろの角度から検討しながら、その中で解決していく問題であるというふうに理解せざるを得ないというふうに考えているわけでございます。

○大木正吾君 なかなか大変なことだろうということはいろんな資料から拝見をするんです。この前もちょっと私とどこかで申し上げた記憶がございますが、新規の財源としまして少額預貯金が去年の暮れからことしの春にかけて大激増があ

りまして、そして、大蔵省の意見が通るやに見えたものが通らずに終わった、こういう経過、これは竹下大蔵大臣に御同情申し上げなきゃならぬのかも知れませんが、しかし、今のあいつた預貯金に絡む問題は、とにかく物から金にどんどん皆さん方のニーズが移動し、金融機関もそういうふうになつていく段階ですから、手をつけなければあの手をつけないければ要調整等はなかなか調整ができないという感触はいたしますね。若干ペースアップが去年よりも〇・六ぐらいふえたとか、景気の動向がどうか言っても、まだらな、いいところはいい悪いところは悪いという傾向が依然として残っていますから、余り大きな税収期待ということとはできないとしますと、なかなか大変だということ、私個人の意見では、党の意見は若干違うんだけれども、もう一遍激論してもらいたい問題である。要するに、二百六十兆に上る預貯金の金利の税制問題ですね。そういう感触はいたしますし、同時に、アメリカの税制問題等についても相当参考にしてもらいたいという気持ちがございますが、一応そのことはきょうは議論のわきに置きます。

あえて申し上げさせていただきますが、こういうふうに大臣も答えられているし、同時にいろいろ議論が出てきて、奥田前郵政大臣も答えているわけですが、電電株式の売却益を国の赤字財源のためにと電電を民営化したということではないですね、こういうことをどこまでも明瞭にしたいということを伺っておっしゃっていただけますね。ところが、今の御答弁とかあるはずと財政の見方等をしていきますと、残念ながらそういうイメージはぬぐい切れないものが出てくる。

といいますことは、一つは、百分の一・六の積み立ての流れを見ていきますと、五十二年度が一兆二百九十一億円から、一番ピークのときの五十五年度が三兆五千七百七十八億円でございしますね、そして、五十七年から八年、九年、そして本年に九千八百九十三億円、こうなつて、大体空っ

ぽに近づいてきているわけですね。そうしますと、こういうことが言えるんですよ。要するに電電株を仮に五年後に三分の二の売却、済むかどうかはありますが、おおむね売却し切ったときに、ちょうどこのピークの五十五年度の三兆五千七百七十八億円を若干超えるような状態に、全部積立金に売却益を入れていきますと、額面の七倍、六倍等を想定したときにそういうことが言えるわけですね。ですから、一つのルールは、要するに永久に百分の一・六の積み立ては放棄をせざるを得ない、こういうふうになりましたね。もう一つは、要するに借換債でもって転がしていくんだと。問題の第三点は、要するに、若干の歳出のカットあるいは増減税等も大枠としては余り大きな変化をですね、それで何とか苦心して要調整額をあれして、六十五年年度までに赤字公債の発行を取りやめていくんだと。何のことはない、結局総体的に見ていきますと、電電株がとりこになつた中で格好だけの、と言うと竹下さんは怒るかもしれないけれども、格好だけはどうか六十五年年度に特別公債の発行がなくとも済むという状態にいくのだというルールがどうも感觸的に私は頭に浮かぶんですが、これは平澤次長はどう考えるかわかりませんが、その辺は私の認識は間違っていないでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(平澤貞昭君) この点につきましては、昨日も御答弁申し上げましたが、国債整理基金特別会計法の第十六条がございします。それに、この「三分ノ二当タル株式ハ国債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充実ニ資スル為一般会計ヨリ無償ニテ国債整理基金特別会計ニ所屬替ヲ為スモノトス」ということとございしますから、この売却収入は、この規定に書いてございしますように、「国債ノ元金償還ニ充ツベキ資金」であるということとは法律上明確になつていくわけでございます。したがって、これがその意味ではかに使われるということはないというわけでございます。

○大木正吾君 私が申し上げているのは、今平澤さんがおっしゃったところまでいきますとまたこ

れ問題が、新しく論争が起きてこざるを得ないんですが、一たん整理基金に入れたものを結果的には途中でもって、調整額の方が埋まらないものだから一般会計にあらして、例えば電電株が八倍か十倍になったと仮定いたしますと、さき申し上げた、要するに国債整理積立金の三兆五千億のピーク時を上回るんですよ。そうすると、そんなにたくさん要らないんじゃないかという議論が出てくることもこれは常識的にはあってもいいのですね。そうすると、一兆円か二兆円の金は、どうだひとつ、調整額の方はだんだん厳しくなりますからそちらの方に回してもいいじゃないか、こういう乱暴な議論が出てくると、まさしくもって

いましようか。それとも、違うぞと、こういうこともと抜本的な大胆な何か発想はございますか。

○国務大臣(竹下登君) 今の問題でございまして、よく議論としてあることでございまして。

すなわち、定率繰り入れを当面なしにして、そして株式の売却益というものがかなりのものが国債整理基金に入っていくならば、言ってみれば予算繰り入れもしないでいくという形でいけば、その結果として帳づらではおまえが言うように六十五年度脱却するかもしれない。しかし、本来その問題は残高が減っていくということにはならぬという議論が出てくるわけです。先日、赤桐さんからの御議論もその点が中心であって、やはり国債の信託というものを維持する限りにおいては定率繰り入れというものは、これは財政審でも言われておるうちに、その基本は維持するという考え方でとにかく積みかさね、そして売却益というのは、これはまさに残高を減らすためのむしろ繰り上げ償還、という表現が適切であるかどうかは別として、そういうことに使っていくべきだということのわかりやすい論理が打ち立てられておるわけでありまして。

したがって、我々の考え方としては、減債制度の基本は維持しないといふことをやっぱり念頭に置いておかなきゃならぬ。いろんなことをおっしゃる方はございまして。三分の一入れたらどうかとか、あるいは二分の一入れたらどうかとか、いろんな議論がありますが、それらの議論も総合勘案して減債制度の基本を維持しながら、そしてこの財政改革の道は進めていかなきゃならぬ。だから、要するに電電株の売却利益というものをトクで国債整理基金の残高に合わせた物の考え方だけでいくのは余りにもイージーに過ぎるんじゃないか。そんな議論は私は出てくる議論だと思いません。そんなに締めなくてもこうやればいいじゃないかという議論は私は出るだろうと思ふんですが、さあ出たときにもこれに厳しく対応していくというのの容易なことじゃないが、だれかがやら

なきやならぬからと思っておるところでございまして。

○委員長(藤井裕久君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開会
○委員長(藤井裕久君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の三案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木一弘君 最初に、財政の基礎ともなるべき経済の問題から、これは特に大蔵大臣等にお伺いしたいのです。

ことしの初め以来非常に危惧されてきたことでもありますが、アメリカの経済が大変鈍化をしてきている。ことしの一・三月の実質のGNP、これが速報値では年率一・三％と言われているんですが、今回の修正ではさらに落ち込んで〇・七％というように増加にとどまっております。当初のアメリカ経済の見通しよりも何か低下してくる速度が大変速いような感じがいたすのでありますが、政府のアメリカ経済に対する認識はどういうものになっているか伺いたいんです。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、今鈴木さん御指摘なさいましたように、八五年度第一・四半期の成長率は年率に直しますと〇・七％、これはそれとおりであります。八五年の米國経済についていろいろの意見を吐く人がございまして、このままの形で失速するだろうという意見は極めて少のうございまして。一般的には、第二・四半期以降再び緩やかな安定成長が持続するのじゃないか、よく言われるソフトランディングというようにことを

言う人の方が多いでございます。しかし、それにしたところで、八四年の六・八％から見ますならば、これはスローダウンすることは避けられないというふうに思います。これに伴って我が国の輸出も鈍化していくだろうということが推測される

ところであると思ひます。ただ、我が国経済は現在、幸いに設備投資が大幅に増加するなどの国内民需中心の自律的拡大局面と一応受けとめられますので、今後についても、物価は安定してまいりますし、企業収益もまずまず好調というふうに見られますので、いわゆる引き続きインフレのない持続的成長というのには確保されていくのではないかな、こんな感じでございます。

○鈴木一弘君 今のお話ですと、第二・四半期以降は多少回復をしてきて、前には及ばないけれども持続されるだろうという景気局面の話があったんですが、どうも、昨年の第三・四半期は年率一・六％に落ち込んでいます。その後第四・四半期の十月から十二月に四・三％とやや回復したものが、一・三月で〇・七％ということでありまして、成長率の鈍下は、何か波を打っているように思ふんですが、一応八二年の不況から急速にもう回復したわけですから、それがここへ来て一巡し終わったということ、それから減税効果が昨年の第二・四半期あたりでもう終わったんじゃないかということ、それから、ドルの異常高によつて輸入が急増しますから、それも加わつてくれば当然生産にも響いてまいりますので、そういうことでデフレ効果が効いてきたというふうなことが挙げられるのではないかと、そういうふうには思つておりますが、今連邦準備制度理事会の方で公定歩合を下げました、七・五％に引き下げた。そういう金融緩和策をとっておられますけれども、やはりそういう公定歩合を引き下げるとかなんとかということになってくると、私は、今の大臣の答弁よりもっと強くアメリカ経済というのは失速をソフトランディング以上にしているのではないかと、その辺はどうで

しょう、もう一遍お願いしたいと思います。

○政府委員(北村恭二君) 今先生御指摘のとおり、アメリカの経済は、八二年から急速に拡大を続けてきた後、最近に至りましてかなり鈍化の傾向が見えるということとは、いろいろな諸計数から見てそのとおりでございます。何か一進一退といったような数字がいろいろ続いているわけでございます。ただ、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、今後の動向につきまして緩やかながらある一定の成長率にソフトウェアディングしていけるのではなからうかという見方が多いという点とは、やはりアメリカの基礎的ないろいろな条件というものについての見方がいろいろあるからだと思います。

言いかえますと、経済の非常に基本的な要因でございます物価というものが非常に安定しているということは、やはり一つの経済の強さでございます。それから、雇用面等におきましてもやはり緩やかに改善をしております。これはむしろ、

サービス部門がかなり堅調だということを反映しているわけでございます。それから、個人消費といたったものもやはりかなり堅調な推移をしているのではないかとという見方が多いわけでございます。そのほか、住宅投資も、先ほどちょっと金利の問題をお話しございましたように、全体として金利が低下に向かっているという中で、住宅投資の回復がある程度期待できるという面もあるわけでございます。それから、金融緩和のスタンス、今お話しございましたような公定歩合の引き下げにも見られますようなFRBの基本的な政策スタンスというものが、やはりそういった成長の失速ということを未然に防止する形で政策運営が行われているということもあろうかと思えます。

したがいまして、確かにことしの第一・四半期の〇・七％成長というのは数字としては小さいいわけでございませうけれども、内需はやはり三・九％という形で増加しております、これに対して輸入の増大ということで、外需で三・二％足を引く張った結果が〇・七％という数字ということでござい

ざいますから、こういったことについては外需はやはりある程度改善されていく面というのはあると思うかと思えます。むしろ、第一・四半期に少しこれが大きく出ているという統計上の問題もあるのじゃないかと思ひまして、そういうことを踏まえて考えますと、今申し上げたようなアメリカの経済については、やはりある一定の成長率にソフトランディングしていくという見方をとっておいでいいんじゃないかという考え方でやるわけでございます。

ね。確かに、言われたような問題がございます。あれだけドルが高いですから安い品物が輸入されて物価が安定するというのは当然のことでしょうけれども、金利の低下で自動車とか住宅、こういうものの方が回復してくるということから、三％、四％というような成長率を考えているという樂觀論がございます。

しかし、悲観的な論も出ていて、その方言う
と、今までの景気拡大要因であった財政、その歳
出削減を含めて経済にブレーキをかける、そうい
うデフレ効果が効いてくるというふうに考えてい
る人々もいるわけですね。だから、そこで全然反
対の考えなんです。私は、だから、ドルの異常高
による輸出減、輸入増、こういうことで製造業と
いうのは大変不振な状況になっていることは御承
知のとおりだと思いますが、もう一つ、アメリカ
経済全体が債務国に転落しつづけるというよう
なことを考えると、ドル高の原因である高金利、
そして財政赤字の削減、これは結局本格的に取
組まざるを得ないだろう。そうすると、一時的
に相当程度経済は低下するのじゃないかと思
うんです。

ことし当初のOECDが三％、アメリカ政府自身
の三・八％見通しを相当程度下回るのではない
かというのが通常の考えだと僕は思うのですけ
れども、ちよっと意見が違うのですが、どうい
うに思いますか。

○政府委員(北村恭二君) ドル高に伴ひましてアメリカの経済、特に製造業等が非常に競争力を失つてきているといったような、ドル高によるアメリカ経済のマイナス面というものは御指摘のような点があるかと思ひます。したがひまして、生産等の分野で確かに計数的には余り強い数字が出ていないということも御指摘のとおりだと思ひます。

ただ確かに、アメリカ政府の当初持っておりました八五年の成長率見通し三・八％といったようなものにつきましては、民間の予測等を見ますとそれが三％程度ということで、若干見方はいろいろあるようでございますし、それから、OECDの最近のエコノミックアウトルックを見ましても、アメリカの八五暦年の成長率を三・二五％といったような数字で見ているわけでございます。

もちろん先行きのことにつきまわしていろいろな見方はあるかと思いますが、しかし、このまま大きくリセッションという形でアメリカ経済が失速するという見方までとっている方は非常に少ないのじゃないか。むしろそうでないという見方の方々の御意見あるいは分析といったようなものに私どもかなり、私どもの分析として見ましてもそういう数字の可能性が強いんじゃないかということを前提といたしましてお答えしているわけでございます。

○鈴木一弘君 アメリカのことばかり言つても仕方がないことですが、それによるところの日本に与える影響が問題だと思ふのです。

最近の日本経済は、消費にはやや明るさが見えておりますけれども、景気にはややスローダウンの傾向がある。これは、全般的にそういった空気がございます。いろんな論調等にも出ております。昨年の輸出の急増に対して、最近は輸出が鈍化をしてきている。そういう影響も、既に先ほど申し上げたもの等の影響を受けていると見るべきではないかと思ふのです。アメリカの経済が、景気停滞から下方へというふうにだんだん屈折をしていく。そういうことになりましたと、アメリカの

輸入というのは景気から二、三カ月おくれて普通ですから、ことしの夏以降に今度は日本の輸出に全部響いてくるということになります。そうなる和我が国の経済にもデフレ効果というものを及ぼすのじゃないかということで、アメリカ経済の低下が日本に及ぼす影響、これが非常にこれから先心配されるわけですけれども、この点はいかがお考えでしょうか。

○政府委員(北村恭二君) アメリカの経済鈍化が、いずれにいたしましても我が国経済に非常に大きな影響を持っているということは、御指摘のとおりだと思います。言いかえますと、アメリカの昨年の六・八％といったような成長にある程度引きずられて我が国の輸出が拡大していったということが、我が国の景気拡大ということの端緒になったということも事実だと思います。

ただ私ども、我が国経済の見方といたしまして、これをよく内需、外需という形で分けて見ていくわけでございますが、内需を中心とした余り外需に依存しない形で成長というものを持つていかなくてはいけないのではないかとということ、内需中心の経済成長ということを申しているわけでございますけれども、幸い今お話もございましたように、需要項目の中で大きなウエートを占めております個人消費につきまして、今まで緩やかな増加ということでございましたけれども、最近特に好転の兆しが若干見えているといったような明るい面もございます。

それから、よく御説明申し上げることでございますが、設備投資が非常に好調でございます、ハイテク関連を中心に非常に高い伸びを示してございます。

いまお話しございましたように、輸出というのが恐ろしくかなり鈍化するだろうということは考えられるわけでございますけれども、そういうことをある程度織り込みましても、今言った内需中心の成長ということで今後推移していけるのではないかというふうに見ているところでございます。

○鈴木一弘君 五月の通関統計、これを見ますと、アメリカへの輸出は、全体が伸び悩む中で前年度対比で二二%ふえているわけです。これは、自動車が出産の自主規制枠が拡大された。そういうことが上乗せされたことだろうと思いが、今ハイテクの設備投資が進んでいるからというお話が国内の問題であつたのですけれども、しかし、昨年著しく伸びたエレクトロニクス関係の製品の輸出がこれまた落ち込んだということも現在ございます。

そういう点から見ると、日本の設備投資を支えるのは輸出が拡大するときにあるわけですから、必ずしも対米輸出が続いて伸びるというわけでもないということになると、日本の経済に与える影響というものは大変大きなものだろうと思ひます。対米輸出による直接的な経済効果だけじゃなくて、アメリカ経済の拡大をするときには東南アジアとか韓国からどんどん輸出されるわけでございます。そこからの対米輸出の拡大がある。その結果その地域に対する日本の輸出がふえたという間接効果もございまして、クッションボールみたいなものであります。こういう画面から見ると、日本の経済に与える影響というのはアメリカ経済のわずかな低下でもすく驚いてくるというふうに思ふべきで、私はちょっとこの辺は過小評価するべきではないような気がしてならないのですが、こちら辺は大変、いかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 私も○七が出ましたときに、私自身、後から反省しましたが、リセッションの始まりじゃないかというように、ちよつとその数字を見た途端にちよつと委員会が開かれておりますときにそんなことを言ひまして、後から、いささか走り過ぎたお答えをしたなと思つたことは事実でございます。そうしてその後各方面の意見を聞いてみますと、おおよそソフトラングという三%台とかいうようなことはいいくのではないかな、こういう感じをもつて今日に至つておるわけでございますけれども、仰せのとおりでございます。間接効果の方も落ちていく

わけでございますから、アメリカ経済のスローダウンというのは我が国にもこれは効いてきますので、したがって設備投資にしましても、やや好調とはいへ五十九年度ほどにはいかない、こういう見通しの上に立つておるわけでありまして。

ただ、最近の数字で見ますと、住宅投資が七カ月連続して五十五年度以来の年率に直して百二十万戸の着工が続くというふうなことは、私はいいことじゃないかな、こういうふうに見ております。

それから個人消費、これが緩やかな増加を続けてきました。特に年末以来レジャー支出や百貨店売り上げ等好転する様相にありまして、しかも物価は安定しておりますし、所得も堅調な増加、こういうことになりまして、この間の連休の際の数字などを見てみましても、私は着実に個人消費の方も、急激なものじゃございませんけれども、増加していきつつある傾向ではないかというふうに見ておるところでございます。

○鈴木一弘君 それはわかりました。

しかし、一方で私は、アメリカ経済の鈍化というのが日本経済に及ぼす影響というのはそう簡単に定量的に、向こうが一下がったからこつちが五下がるとか、簡単にわかることじゃございませんし、時間をかけて効いてくることでしようから、おきゅうをやつていけるようなもので、最初は熱くないけれどもだんだん熱くなるみたいな感じになつてくるんでしよう。

そういうことで、少なくとも今回日本の景気がずつと回復してきた引き金になったのは、御承知のようにアメリカへの輸出でございますから、それが主導でなつたということは事実です。そのことを考えると、私は、相当効いてくるんじゃないか。今の大臣の話で、住宅であるとか個人消費の伸びであるとか、百貨店の売り上げとか、ああいうふうにおつしやつておられましたけれども、それ以上何か財政拡大を及ぼすとか何とか本当に考えなきゃならない。ですから、政策として、内需拡大のための、景気を維持していくためのものを

をどう考えるかということがこれからの大きな政策課題になるだろうと思ふんです。

そうすると、財政当局としては、財政出動というか財政を拡大するという方向でいくのか、それとも、やらないとなればその他の政策をどういうふうに打ち出していけばいいの。いわゆる規制緩和というふうなことだけで済んでいくのか、もつと民間の活力をどういうふうに引張り出すとか、いろんなことがあると思いますが、財政に比べれば民間の力なんというのは全体で見ても大したことではないわけでありまして、そういう点、これはどうやるのか。全く別問題として、それはそれで、これはこれ、アメリカの経済は勝手にございまして、その影響は知つちやないということか。そうじゃなくて、私も私どもとしてどうやっていくんだからいいんだというふうなお考えでいくのか。この点のところをちよつと伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) アメリカ経済というのは、やつぱり大きな影響を与えます。かつての、アメリカがくしゃみをすれば日本は肺炎にかかつてしまふというほどではないにいたしましても、やつぱりそのスローダウンしたものはそれなりの影響はあります。したがって、その限りにおいては、外需依存から内需型に転換していかなくやならぬし、また現実そういう姿になりつつあるというふうにも思ふわけでございます。ただ、今鈴木さんもおつしやいましたように、自動車の関係の輸出の増加というのは、これは一日五千台が六千三百台になつたわけでございますから、これはそういう数字としてあらわしてくるのは別問題としておきまして、事実おつしやるような状態であるかと思ふのであります。

さあそこで、内需拡大のためにどういう具体策があるかといふと、今の状態というものが、私もボーン・サミット等で一応応意しておりますインフレなき持続的成長という、大体そういう流れの上には立つておるんじゃないか。そして一方、厳しい財政状態を見ますと、財政が出動する

余裕はないということを言わざるを得ないのではなからうか。ただ、今度の予算も工夫をこらしたのだとすれば、公共事業がとにかく国費ベースではマイナスでございますけれども、事業費ベースでふえております。あれなどがやつぱり内需の關係にいい影響を与えているなという感じが受けとめておるところでございます。ただ、執行が若干おくれましてその辺がどういうふうな数字に出てくるかというのは、これは個人としても関心を持っておるところであります。総体的には事業費が確保されたというのは私は、財政が出動したという言葉にはならぬかもしれませんが、工夫をしたということにはなるのではなからうかなというふうな考えております。

そうなりますと、今もおつしやいました規制緩和の問題がございまして。明朝、会議を開きまして総務長官から発言があるように今聞いてまいりましたので、恐らく規制緩和の問題をいろいろ詰めておられるからそれが中間報告が何かでなされるのじゃなからうか、こんな感じがちよつと今出てきたところでございます。ただ、おつしやいますように、いわゆる内需拡大、民間活力、こういうことになりまして、現実何が動いておるかと思ひますと、予算、さきやかな予算を見てみますと、都市再開発がございまして、都市内における堤防が非常に急がれておつて、その堤防によって利益を受ける地域の民が期待できるというふうなもの、具体的にみると全くないわけじゃございませんけれども、大きく言いますと、新電電が会社はできまして、第二電電が別にまだできたわけでもございませぬし、そういう活力は話としてはありますが、まだ出ておるとは思ひませぬ。若干、電話機の納入とかそういうことで多数が参加するようになったときに活力が出たであらうでしょう。それからもう一つは、やつぱり関西新空港でございます。この仕組みはまことに結構でございますけれども、これもまだトンとかカチとかいう、トンカチという音はしてないわけでありまして。

それから、西戸山の問題を見ましても、あれも計画はかなり進んでおるが、これもトンともカチともまだ音がしていない。そういうものが音がし出すのが、結局私は下半期から来年へかけて出てくるのじゃないか。しかし、やっぱり内需振興の一つの流れの中へは、端緒としては今年度中に幾らかあらわれてくるのじゃないかな。そういうことに知恵を絞って、さらに抜本的といわれる規制緩和等がその流れに沿っていけば、私は六十一年度にはまたつないでいけるようにはしないか。やっぱり財政の出動だけの余地は今日ないと言わざるを得ないというふうに考えております。

○鈴木一弘君 わかりました。確かに財政出動はできないというところは理解できます。財政出動がしにくいからあのような事業費拡大という方向でいろいろ工夫されたこともよくわかりますが、今言われたようなやっぱり規制緩和という方向で効果を動かさないとなかなか、いつてそれがすぐ効果が出るかわかりませんが、私は大変だろうと思ひますので、その点は努力をお願い申し上げます。

もう一つ、アメリカ経済の鈍化の問題で関連して伺いたのですが、問題点としては対米出超ですね、輸出超過の問題です。

アメリカの商務省の資料ですけれども、一九八四年のアメリカの貿易収支は千二百三十三億ドルと言われている、赤字です。その赤字のうちの三百六十八億ドルが対日赤字、大変なものでございます。ことしの一―三月でも既に百一十一億ドルの赤字というところになっていて、このままですと年間四百億ドルを超えるのではないかとというように言われております。景気停滞で対米輸出が鈍化しても、アメリカ側が満足するほどの減り方ではないと、貿易摩擦、経済摩擦というものは永久に消えないと思うんですけれども、このままではいけません、減っている減つていっていると言いが、何か対日赤字がふえていくという感じになりかねないもので、この点はどういう見通しと対策をお立てになりますか、ひとつ伺いたしたいと思います。

○政府委員(行天豊雄君) 御指摘の対米出超の数字でございますが、先ほどの商務省の数字の御披露がございましたが、我が方の通関統計によりますと、昨年度、五十九年度でございますが、輸出が対前年比三〇・二％という非常に大きな伸びを示しました結果六百八億ドル、輸入の方も五・一％増加しましたが二百七十億ドルということ、黒字幅が三百三十八億ドルという非常に大きなものになったわけでございます。

今後の見通しでございますが、先ほど来お話がございましたように、ことしの米国の景気拡大が少なくとも昨年に比べればかなり安定成長型に落ちつくであろうというのを背景といたしまして、我が国の対米輸出は少なくとも数量的には相当伸びが鈍化するのではないかとこのように思っております。現に我が国の対米輸出を四半期ごとの数字で見ますと、昨年の一月―三月期が対前年同期比で四五・三％の増加でございました。次の四―六が四九・四、それから七―九が四一・一、非常に高い数字でございました。これが十一月―十二月になりますと二七・六％、それからことしの一月―三月期は六・八％というふうに、だんだんと伸びが鈍化しておるわけでございます。それからまた一方、円ドル相場につきましても、二月の下旬にピークに達した後、徐々にではございますけれどもドル高の修正が行われるということでございますので、私も、対米輸出の超過額はかなりまだ高水準が続くとは思いますが、少なくとも今後、従来のようなスピードでふえ続けるということは余り考えられないのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 私は、輸入がふえなければ、これは輸出は減つたつて、やはり赤字としては増加する危険性があるわけですね。そういうことでしよう。そういう点では、今後むしろ経済摩擦がもっともと激化するのじゃないかというふうに思ひます。一部に、そのことに対して輸出課徴金の発想が自民党内にある。それに対して中曽根総理

が、これは縮小再生産になるという話から採用しないという旨を明言された。非常にこれは結構だと思ひます。しかし、過度な対外収支の黒字の解消について、個別的な解消策はもうありませんけれども、やはり本音を言うと、外へ向けるより国内にお金を使わせるということを考えなきゃならぬところへ来ていっているように思ひます。とにかく、日本の対外純資産が七百四十三億ドルというふうに、一年前の約二倍に膨れ上がっております。そういうこと、これはアメリカが債務国に転落したということと逆に、日本の場合はそれが対外純資産がふえてきているということで、私が代表質問でも申し上げたとおり、どうもことしは世界最大の債権国に日本がなるのじゃないかというふうに思ひます。

この点の見通しはどう思ひますか。

○政府委員(行天豊雄君) 御指摘のとおり、昨年の我が国の対外純資産負債残高の推移を見ますと、我が国の経常収支の黒字と表裏をなしまして対外純資産が大幅に増加しておるわけでございます。その結果、御指摘のとおり昨年末で七百四十三億ドルという対外純資産がございまして、これはその前の年に比べますと三百七十億ドルの増加ということでございます。ほかの国の数字につきましても、最新のデータがないので確たることを申し上げられないのでございますが、私どもの推計では、昨年末の時点におきまして、米国の同じような対外純資産は恐らく三百億ドル前後であろうかなと。それから英国の場合は、日本より少しまだ多うございまして、八百億ドル前後ではないかという推計をいたしております。

したがって、ことしの末にこの数字がどう変わるかということでございますが、まさにことしの各国の経常収支の動向がどうなるかということがそこに反映されるわけでございますので、現時点で確たることは申し上げられませんが、私も、我が国の経常収支の黒字が今年度も相当大きなものになるというのを前提にいたしますと、本年末の我が国の対外純資産はさらに増大をする

し、また一方、米国は、この大幅な経常収支の赤字が続くようでございますと、御指摘のように、今年末には純負債が発生するという可能性はあるものと考えております。

○鈴木一弘君 もう一つの問題は、日本にとつてはずつと慢性的に赤字だった貿易外収支が、四月に九千三百万ドルですが、黒字が出ました。大きく報道されたわけでございますが、わずかなのであるけれども初めて黒字になった。貿易外収支はサードの取引のことですから、海外渡航とか保険とか運輸関係の受け払いとか内外投資に伴う利子配当、こういうことで、いつも常に日本は赤字で、発表されてはおりませんけれども政府の経済見通しでも私は赤字が想定されていたものだと思ひます。その貿易外収支がどうして黒字になったのか。恐らくは黒字の理由もいろいろあると思ひますけれども、その理由と、それから今後の見通しとして、この黒字が定着するといふふうにごらんになっていられるのかどうか、その辺も伺いたしたいと思います。

○政府委員(行天豊雄君) 御指摘のとおり、我が国の貿易外収支は恒常的に赤字でございました。これは我が国の場合運賃、それから保険料、各種のロイヤリティー、それに海外旅行に伴う出費というようなことが恒常的にございまして、利子配当等の投資収益も歴史的には我が国は赤字だったわけでございます。それが、先ほど来お話がございましたように、我が国の対外純資産負債構成がだんだんと資産がふえてまいるということに伴ひまして、この貿易外収支の中の大きな項目でございます投資収益の赤字が減つて、むしろ今度はそれが黒字に大きく転化をしてきておるという事情が一つございましてございます。

実は、確かに御指摘のように四月に、九千三百万ドルという少額ではございますが、黒字が出ました。これは実は歴史始まって――歴史始まっていうか、我が国で戦後この国際収支統計をつくり始めてから初めてのことなのでございます。ただこれは、基調といたしまして、今お話ししま

したように、我が国の対外資産負債構成の変化に伴ってだんだんと赤字が減る傾向にあるということに加えて、四月は実はいくらか特殊な要素がございました。大体四月は日本の銀行の海外店からの利益送金が行われてくる月でございますので、毎年この投資収益がふえる時期でございますけれども、これは特に米国におきますドルの動向等、金利が下がってきたために借り入れ利子が減ったというようにございまして、かなり特別の増加があったわけでございます。そのために少額でございますが黒字になったのでございますけれども、私も、こういう傾向は、これから定着した格好で黒字になるとは見ておられないわけでございます。恐らくこれからある程度の期間をとってみれば赤字であることには間違いないと思ひますが、その赤字の幅は先ほど来申し上げております全体的な傾向の中でだんだん減っていく、そういうことにはなろうかと思っております。

先ほど失礼いたしました。戦後初めてと申しましたけれども、これは、現在の統計はIMF統計と呼んでおりますが、このIMF統計をとり始めましてから初めてというふうに訂正させていただきますかと思ひます。

○鈴木一弘君 今の答弁に、赤字であるけれどもだんだんそれが減る傾向にあるという、そういう答弁でそのとおりだと思ひますが、こういう貿易外収支で黒字が出たなどということも、今の答弁にあつたように、対外資産がふえ、それによる収益が簡単に言へばふえたということですね。その内容も、昨年の場合、民間長期資産の増加額が五百四十億ドルでございますが、その中で一番大きいのが証券投資、それが三百十五億ドル、その利子配当収入というのが大きく私は寄与してゐると思ひます。

経常収支の大幅黒字がございまして、こういうことはほとんど私はふえてくると思ひますが、その大幅黒字の活用について政府は昨年の経済白書で資本輸出論を提唱しておりますが、米国の

企業の直接投資によって資本輸出をした、それに比べると日本の場合は今の証券投資のパーセンテージを見ただけでも、財務志向のマネーゲームの資本輸出になつてゐるのじゃないか、そういう点にやや問題があるように私は思ひますが、この点についての評価なりお考えはいかがでございますか。

○政府委員(行天豊雄君) 確かに最近の我が国の資本輸出の内訳を見ても、御指摘のとおり証券投資の比重がかなり大きいわけでございます。昨年度でも、本邦からの資本の輸出の総額が六百二十一億ドルでございましたが、そのうち株式、債券、それからまたいわゆる円建て外債等々を含めました証券投資が約三百五十億ドル以上、三百五十二億ドルということでございます。この背景はやはり、何と申しまして、特に日米間の金利差が非常に大きいということであらうかと思ひます。特に、長期金利におきます日米の金利差は、現在かなり縮まってきてはおりますけれども、依然として四附近水準にあるわけでございます。これだけの金利差がございまして、一方で為替のリスクがあるといつたとしても、かなり日本の側での投資家の立場からいいますと、この高金利に引かれて投資を行うというインセンティブはあるわけでございます。

それから、一方で、近年行われております金融の自由化、国際化ということと日本の金融市場というものが非常に国際的に大きな役割を果たすようになってきておつて、東京で国際的に金を借りるといふこともふえておるわけでございますので、そういうこともふえておる事情でこの証券投資がふえておるわけでございます。

しかし、一方で直接投資も着実にふえておるとは指摘させていただきたいと思ひます。昨年度を見ても直接投資が五十七億ドルということと、その前の五十八年度の四十二億ドルに比べますと三分の一以上の増加を示しておるわけでございます。したがつて、現在の証券投資が非常に大きいという事情は金利差によるところが大きいと思ひますけれども、一方、我が国の資本輸出は、直接投資も含めまして、海外におきます金利高騰圧力の低減とか、あるいは雇用の創出とか、あるいは途上国への資金の供給とか、いろいろな面で結果的にはプラスの面も多いと思ひます。

今後の見通しをいたしましては、先ほど来のお話にございまして、米国の景気の安定化に伴ひまして金利が一層低下するということになりますと、少なくとも金利差を求めた証券投資というものインセンティブは減つてくると思ひますし、一方ドル高の修正が行われてくるようになりますと、その分為替リスクがふえるわけでございますから、傾向としては、ここしばらくの間続いておりますような高水準の証券投資というものは、今後必ずと続くといい可能性はそれほど高くないのではないかなというふうに考へておる次第でございます。

○鈴木一弘君 金利差を求めて世界じゅうの金が動いてゐるわけでありまして、そう簡単に樂觀論的には物が言えないのじゃないかと思ひます。貿易外収支の性格からして、この取引が黒字を若干でも出したということ、日本の経済が成熟してきた段階ということだと思ひます。そういうふうに行われてきてゐるわけですね。イギリスの例で言へば、貿易収支は赤字が小規模な黒字である、貿易外収支で大幅な黒字というパターンをとつてゐるわけですね。だから、日本の場合は、それが両方とも黒字になつて経常収支を大きく拡大させるということになっていきますから、そうなることはこれは対外摩擦をより激化させ、下手すれば貿易を拡大するところの阻害要因にもなりかねないということになると思ひます。

今、日本が持つてゐる経常収支の大幅な黒字の使い方、この使い道が世界から問われてゐるのが現状です。そこで、我が国が貿易収支の黒字をかつて、金や外貨準備を積極的にため込まないで、経済拡大という方という形で国民に還元していったという経験もございまして、そういう考へをとるべきじゃないか。

経常黒字が生み出すゆとりを、先ほど住宅投資が大幅に拡大してきたという答弁もございましたけれども、そういう住宅等を含めた国民生活の質の向上に活用すべきだ。建設省が発表してこれから考へようというふうな、一世帯当たりの戸数をふやそう、三LDKから四LDKにしようというふうなものが出ていますけれども、統計をとつてみると東京では一世帯当たり十五畳半ぐらいです。東北等へ行けば三十八畳ぐらいあります。やはり日本は、ウサギ小屋と言われたけれども、諸外国に行くと同じ世帯でありながらみんな日本の三倍ぐらいの家に住んでゐるんですね。そういう点から見ると、やはりウサギ小屋の解消という方向、極端な言い方でいい言葉じゃないかもしませんが、そういうふうなふうにこの黒字を使うように政策誘導をするべきじゃないか。そう言ううとすぐまた、鈴木さんは財政支出を出せと言ふのかというふうな言われるかも知れませんが、税制とか金融面の活用とか、そういうことであらゆる手段を考へてやつていかないと、やはりどこまで行つても私は貿易摩擦は解消していかない。多少のこととは思ひます。財政のことでございますから、一体その配分をどうするかという話は、これは後になります。そういう基本的なものが財政を論ずる基礎にありますので、この点、このところのまとめとして大蔵大臣からお伺ひしたい。

○国務大臣(竹下登君) これは五十八年のたしか貿易白書、それから五十九年の経済白書でございまして、いわゆる資本提供国としてのあり方というところ、五十八年の貿易白書のときに初めてたしか出た言葉でございまして、私はそれなりにそういう認識を持つておりますが、確かに諸外国と話をします場合は、それ以上の経常収支の黒字というものが問題であつて、お互い選挙する立場でありますけれども、外国の国会議員さんの方で言うならば、貿易であつたばかりに上になお金利稼ぎに來てゐるんじゃないかと。だから私はそれ

以来、結果として資本提供国の役割を果たしてありますと、こういう表現につまりしやかに変更していつも話をしておるわけでございませう。

いずれにせよ、それは大いに諸外国のそれこそ経済を支えたり雇用の場を拡大したり、いろんな意味に貢献をしておるとはいえ、やはりそれだけの貯蓄が国内で使われていくというのが私は好ましいことであると思ふわけであります。

そうすると、いつも出てくるのが公共事業、特に住環境というようなことから住宅問題、こういうものが出てまいります。

住宅問題ということになりますといろいろなことが考えられますが、政府サイドで考えると住宅金融公庫ということがありまして、そうするといわゆる利子補給金をどうするか、こういう問題がトタで財政につながってくるという問題になるわけですが、したがって、住環境の整備の中ではないわば規模拡大というような方向に志向した、そしてまた無抽せんとかく全員が当たるという量の確保はしておりますものの、基本的にはやはり土地問題といふことに突き当たってしまうという難しい問題がございまして、建設省等でもお考えになっておりますが、住宅問題につきましては民間関係でもあつて二世代ローンでございましてとかいろいろなものをやつてみえてありますが、そういうもののいろいろな組み合わせの中でこれは進めていかなきゃならぬ課題だといふふうに考えます。

公共事業全般ということになりますと、やつぱり一兆円の公共事業を建設国債でやつたとしますと、三年間にわたつて四千数百億は確かに一時的に収収で返ってくることは間違いありませんが、ただ乗数効果はかつてほどは高くないようになってきています。これもやはり地価問題があらうかと思ふのであります。それで結局三兆七千億のこの負担を後世の納税者にツケを回すといふところに悩みを感じておりますが、可能なこととならば、あるときに建設国債が出動し、少なくともそれによつて上がつてくる増収といふのが、直ちに

それが償還財源に充てられたとすれば五千数百億といふものになつていく。それは結局、いわゆる事業費の変動といふことを国民が許容するようにならなきゃならぬと思ふのであります。一遍伸ばしますとそれより減るということに対する抵抗がいかなきやならぬのか、こんな感じで私もいつも対応をしておるところでございませう。

したがって、最初も申し上げました、いろんな工夫をして事業費を確保したといふような点が今の場合は一番効果そのものの幾らかの評価にでもなるのかな、こういう感じで受けとめております。

○鈴木一弘君 都市緑化なんかをする場合には、今、既存の建物をつくり直して、少なくとも三、四十階建ての住宅をつくり直して、大層なセットバックをさせて緑地を確保しなければならぬ。そのうでなきゃ到底諸外国並みにはいかないわけですし、緑が回復できません。そういうこともあるから、全体を考えると相当勇気を持つてやらなきゃならぬといふときも来ているということだと思ふんです。そうしませんが、いつまでたつても狭いうちに住まなきゃならぬ。そして緑はない、しかも黒字でたかかれる。何のことはない、自分たちが得べき喜びを逆に見て受けるということになりかねませんので、この点は、今の大臣の基本的な考え方はよくわかりましたけれども、ひとつ十分お考えになつて伸ばしていただきたいと思ひます。

では、財源確保法案に入りたいと思ひます。

昨年の財源確保法案の審議の最中に、私は三つの問題点について指摘をいたしました。それはいづれも、政府からの答弁では納得できませんでした。

第一番目が、これから六十年先、今も大臣がちよつと触れられました、六十年先のことまで我々は責任を持てない。それなのに巨額な借金を後世に押しつける、こういうやり方は改める

べきではないかと言ひました。これは本当に私自身、政治家としても心の痛む問題でございませう。今生まれた子にまで借金というもので、有権者でない人にまでということとは、大変な苦しみを伴うことになつていくわけですから、それが一つ。

それから、二つ目は、昭和五十九年度の赤字国債発行の件と、五十一年から五十八年度までの赤字国債の一括現金償還について、借換債を発行して償還するといふのは別々だからこれは法案を別にしろと言ひました。これも実現しませんでした。

それから三番目は、借換債について、建設国債と赤字国債は性格が全く違う。したがつて、それぞれの借換債の扱い方も別であり、その償還方法も異なつてしかるべきではないかといふことを申し上げた。

この三点を言つたんです。しかし、二番目はもう既に法律が通つてしまつたことですからやむを得ないとして、一番目と三番目はまだ現在の国債政策の中でも重要な課題だと思ふんです。

建設国債についての減債基金制度、つまり百分の一・六の定率繰り入れとか、あるいは六十年間で償還するといふ、そういう制度の見直し、この一年間、昨年の審議からきょうまでの間に政府はどういう検討をしてこられましたか。これをまず伺いたいんです。

○政府委員(平澤貞昭君) 建設国債と赤字いわゆる特例債との償還方法につきまして、本委員会でも御指摘もございました。それから、附帯決議でもそういう御趣旨のことが述べられてゐるわけでございませう。

政府といたしましては、その後この問題につきましてはいろいろの角度から検討をいたしまして、特に財政制度審議会、これにこの問題につきまして御意見を伺つたこととでいろいろ御議論を願つたわけでございませう。

その結果、昨年十二月の財政審の報告が出ておりますけれども、そこでは、いろいろの角度から議論はしてみたが、当面、この特例債につきまし

ては、やはり建設公債、四条公債と同様のいわゆる六十年償還ルールによらざるを得ないのではなからうかという報告を受けたわけでございませう。その際に述べられております理由をいたしましては、一つが、特例公債については、「原理的にある一定年限で償還すべきとする方式を決め難い面がある」、それから次に、また現下の厳しい財政事情のもとで、仮に特例公債の償還をより短期間で行うこととすれば、「償還財源を賄うための国債費の増加は」「六十年償還ルールによる場合に比べ、大きなものとならざるを得ず、財政事情をさらに厳しいものとする」とは否めない。といふことが述べられておまして、結局、これらの事情もございまして、六十五年度に赤字国債脱却を目指して今後具体的に財政改革を進めるためには、やはり当面、建設国債と同様のいわゆる六十年償還ルールによるものやむを得ないという報告を得たわけでございませう。

したがつて、政府といたしましては、先般国会で議決を得ました予算におきましても、そういうことで予算書に組みこめるいは参考資料を提出しているわけでございませう。

しかし、たびたび委員会等で御指摘もございませうに、特例公債については本来その残高をできるだけ速やかに減少させるよう努めるべきであるといふことは、またこれも言うまでもないこととでございまして、今後財政事情の許す限り、その中でできる限り早期償還に努めるということとは政府としても重要な問題として考えていくべきである。そういうことから、御審議願つております法案の中にも、そういう趣旨の訓示規定を入れておるわけでございませう。

○鈴木一弘君 現在は、この国債残高の百分の一・六という定率繰り入れも既に四年間にわたつて停止してきておりますね。減債のための財源は底をついてゐる。この状態は、言いかえれば、国債は一度発行したら六十年どころか無期限に返済しないといふことになりかねないわけですね。

今の答弁の中で、財政審で言つてゐるのは、六

十年より短くすれば財政事情を厳しくする。それ
じや建設国債の六十年は大体、なせ六十年にする
かという根拠が一応ないみたいにあるみたいにな
うけれども、ありますよ。しかし、一般財源と
する特例公債についてはないんだつたら、六十年
より短くすれば財政事情を厳しくするというん
ならば、無期限にすれば財政事情を厳しくしない
じやないかと逆説的に言えるわけですね、これは
論理として当然言えるわけですね。だから、何かそ
ういうのをねらっているんじゃないかというふう
に、六十年度この減債基金をやらないということ
は、もうずっとやらないということじゃないか。
だから、来年度はこの定率繰り入れを必ずやるん
ですか、それともやらないのかはっきりしてほし
いと思いませんか、これはぜひやってほしいん
です。やらなければ、これは無期限というふうにな
らざるを得ないというように私は思いますです
が、その御決意を伺いたいんです。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員の御質問ある
は御指摘の点につきましては、たびたび本委員会
で御答弁申し上げている点でございますけれども、
も、このいわゆる定率繰り入れにつきましては、今
回で四年続けてであるわけでございます。この定
率繰り入れという現行の減債制度、これにつきま
してはたしか昭和四十二年度でございますが、財
政審議会においていろいろの角度から御議論をいた
されました。

その際に、この制度のメリットとして幾つか挙
げられております。

一つは、国債に対する国民の信頼、信頼を維持
するのには必要であるということとか、それによつ
て財政の節度ある運営が裏づけられる、その他い
ろいろのメリットがあるわけでございます。した
が、いまして、この減債制度そのものの仕組みは
やはり政府としても引き続き維持していくというこ
とを基本的な態度としていくべきであるというこ
とを、常に念頭に置いていくわけでございます。
財政審議会でもそういう方向で御答弁をいただいで
いるというところでございます。

しかし、その片方におきまして、二次にわたる
オイルショック以降、非常に厳しい財政事情が繰
り出ておまして、そういう中で歳入歳出両面でき
りぎりの努力をしつつ予算編成をできてきており
ますけれども、なお編成に当たって非常に厳しい状
況が続いているということでございますので、当
面六十年度までは、国債整理基金の残高はなお
これがございまして、仮にこの一・六を繰り入れ
ない場合におきましても国債整理政策を行う上で
支障はないという状況でもあるわけでございませ
うから、引き続き六十年度についてもこの一・六の
繰り入れを停止すること法案を提出しているとい
うのが現実の姿でございます。

したがって、くどいようでございますが、
やはりこの減債制度の基本ということは政府とし
ても引き続き維持していくべきであるということ
は強く意識しているということでございまして。

○鈴木一弘君 だんだん形だけになるとい
に承ったんですが、国債整理基金特別会計での減
債基金の余裕金が本年度で九千九百億円、来年度
の定率繰り入れの二兆八百億円を繰り入れれば、
余裕金の残高はこれはマイナスになってきます
ね。このことは、減債基金制度そのものが法律の
上で残って、制度上は残っているけれども、現実
というところを意味しているのではないかと。五年間
も定率繰り入れがされないということになれば、こ
れは名ばかりで実在をしないということと同然だ
と思ふんですが、これはもう実には大蔵省の責任が重
大でございます。

今の話から、国民の信頼を得るためにも減債基
金制度というこの制度と仕組みは維持するという
ことですね、定率繰り入れを行わない状況
のもとでの仕組みやそんなものは、減債基金制度
の基本なんか残しても、その維持はあり得な
いというふうな考えなきやならないんです。どう
思いますか。

○政府委員(平澤貞昭君) この減債制度につきま
しては、やはり基本は維持していきたいというこ
とでございますが、先ほど来御答弁申し上げてお
りますように、非常に苦しい財政事情の中でやむ
を得ず定率繰り入れの停止をお願いしてきたのが
現実でございます。したがって、そのお願い
に当たりましては、毎年度、毎年度法案を出し
して国会での厳しい御審議を受けながらやってき
ております。いわゆる特例立法をお願いしてきて
いるところでございまして、政府としても苦しみ
ながらそういうプロセスを踏んでおるという
ことを御了解いただけたらと考えておる次第で
ございます。

○鈴木一弘君 そんなに苦しい財政事情の中でやむ
を得ず定率繰り入れの停止をお願いしてきたのが
現実でございます。したがって、そのお願い
に当たりましては、毎年度、毎年度法案を出し
して国会での厳しい御審議を受けながらやってき
ております。いわゆる特例立法をお願いしてきて
いるところでございまして、政府としても苦しみ
ながらそういうプロセスを踏んでおるという
ことを御了解いただけたらと考えておる次第で
ございます。

○鈴木一弘君 そんなに苦しい財政事情の中でやむ
を得ず定率繰り入れの停止をお願いしてきたのが
現実でございます。したがって、そのお願い
に当たりましては、毎年度、毎年度法案を出し
して国会での厳しい御審議を受けながらやってき
ております。いわゆる特例立法をお願いしてきて
いるところでございまして、政府としても苦しみ
ながらそういうプロセスを踏んでおるという
ことを御了解いただけたらと考えておる次第で
ございます。

六十一年度末の基金の残高が九千九百億円、これに
対して六十一年度の現金償還額が一兆五千九百億
円、その不足額六千億円、これは定率繰り入れを
行わないということになった場合には予算繰り入
れをしなくてはなりません。そういうことになれ
ば、この国債整理基金というものは、減債基金と
しての機能というよりも、単に予算繰り入れで入
れては返していくというトンネルになるだけで
すね。そういうトンネルという機構にするんでは
うか。これは大臣どうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) やっぱり、財政審の報告
で御指摘いただいておりますように、減債制度のこ
の根幹は維持すべきであるという考え方の基本の上
に立って私は対応すべきものだ、それは確かに四
年間停止しております、そういうことを言つた
って現実に四年間も停止したじやないか、そうい
う御指摘はそのとおりでございますが、いわばま
だ空っぽにならなかつたということもあつたわけ
でございますので、やむを得ざる措置というふう
に御理解をいただきたい。途中で、例えば苦しい
うだとか、そんな議論もなされたことがございま
す。したがって、来年度、六十一年度どうするかとい
うことは、まさにその財政状態等を見ながらぎり
ぎりの決断をしなきゃならぬ問題だ。だから、あ
れは電報株と予算繰り入れとのトンネル機関だと

いうような感じで対応したら、途端にやっぱり厳
しさがなくなります。したがって、減債制度の根
幹は維持すべきものだということをあれだけ議論
していただいたの結論でございまして、その上
に立って基本的には対応すべき課題だというふう
にお答えをすべきであらうというふうに考えま
す。

○鈴木一弘君 今の答弁からすると、まだ確定し
てはいないけれども定率繰り入れが行われるとい
うふうに私は受け取つたんです。前回、予算委員
会の際にもそういう趣旨の御答弁を私はいた
いたように思ふんですよ。その点、これは詰める
とまた答弁がおかしくなるかも知れませんが、
でも、再度答弁していただきたい。

○国務大臣(竹下登君) やっぱり減債制度の根幹
を維持するという精神でこれに対応をしていくべ
きだということがお答えの限界ではなからうかと
いうふうに考えます。

○鈴木一弘君 それから、赤字国債、いわゆる特
例債の償還についての考え方は、先ほどの話で建
設国債と同様に扱うべきだ、しかし法案にも示し
たようにできるだけ早く償還できるように努力を
する、という、そういう精神事項みたいなものが入
っているわけでございますが、これについては何
にもはつきり、どうやるかということを示してい
ないわけでございます。ただ、償還期日が来たとき
に償還財源がなければ大変だから借換債を出しま
しようという償還の道をつくつたということだけで
ございまして。ですから、六十年でいいじやない
か、六十年以内になればどうしても財政事情を圧
迫するからというふうなそういう言葉が出てくる
というの、そこに僕はあるんだらうと思ふんで
す。やはり財確法案の第二条の四項と五項で
る限り赤字国債の借換債発行については行わな
いように努めるとか、速やかな減債に努めるとか、
こういうことが出ておるわけでございまして、
そうなる借換債そのものの発行の期限というも
のが特例債の場合は六十年を切るということが本
当じやないか。

ですから、六十年間で償還するというんじやなくて、十年とか二十年とかいうことで考える。二十年というのであれば今生まれた人が二十になるまでということでありまして、ある程度の理屈の通し方があるわけですが、そういうことを意味しているのか。先ほどの答弁からだと、ぎりぎり六十年で、不可能だけれどもできる限り速やかな償還に努めるといふふうに努力目標を決めただけでございまして、いふふに聞けるんですけれども、どういうふうに解釈したらよろしいですか、受け取り方は。

○国務大臣(竹下登君) これは当面建設国債と同じ方法でやむを得ない、こういう考え方で予算計上をしたわけでありまして、確かに、議論をいたしましたのは、それは今あるようなふうなとおっしゃっておりますが、建設国債でございまして、道路は百年とかいふ耐用年数というものがそれぞれありまして、その平均値で六十年と理論的根拠はそれなりに存在しております。

赤字国債の場合は確かにそういう理論的背景がないわけではございますが、だから今おっしゃった、生まれた子供が二十歳というののも一つの考え方ではございまして、最初考えてみましたのは、何とかとにかく、借金に色はつきませんけれども、わかりやすい報告をするということにしたわけではございますが、残高の赤字国債分ということになりますと、赤字公債が発行されたのが昭和五十年だから、要するに五十年というところを目標に何か設定されぬものだろうか、こういうようなことも勉強したり議論したりしてみましたが、なかなかその基準をつくることは難しゅうございまして、が、努力規定を置いておるといふことは、やはり絶えず借金について、残高になれば同じものにはなりませんけれども、ちょっと表現はおかしいんですが、犯した罪と言っておかしいんですが、発行したことに對する責任からすると、五十年というものを基点にしてひとつ何か考えものかな、こんな模索もいたしました。しかし結果としては当面六十年ルールということをお願いし

ているわけではございますが、そういう模索はし続けてきたというところだけは申し上げておくべきだろうというふうに考えておるところであります。

○鈴木一弘君 模索ですか。

じゃその努力目標の「速やかな償還に努める」ということは、六十一年度以降、N.T.T.の株式の売却益が生じた場合に、当初の国債償還の予定がある、それに加えてその分を償還額の追加分に充てるということになるのか、そうでなければ「速やかな償還に努める」という規定と違うことにならないわけですね。そう思いますが、いかがでござい

ますか。

○政府委員(平澤貞昭君) 一つは、現段階でどれだけ実際問題として売却収入が見込めるかという問題が当然あるわけではございます。そこで、今委員がおっしゃいましたように、ある時期におきまして売却収入が現実に出てきた場合ということでございます。その場合は、先ほど御答弁申し上げましたように、特会法の規定では元金償還に充つたためというところで帰属しているものでございまして、当然のことながら、これはそういう用途に使うべきであるというふうに考えているわけではございます。

○鈴木一弘君 これは詰めておかないことにしよう。

国債の大償還がもう始まってきておりますが、この五月二十日に、約一兆六千億円という大変な国債の償還が一日に集中していたわけですが、その具体的内容を示していただきたい。その所有者は政府、日銀、これは乗りかえをやられたんだらうと思えますが、と銀行、法人企業、個人、それだけの占有率はどうか、それからそこへのいわゆる利息分といふことが、支払った利払いほどのぐらいか、ちょっと伺いたいんです。

○政府委員(宮本保孝君) 五月二十日の国債の償還額は一兆五千六百五十四億円でございまして、その内訳は、十年の利付国債が一兆六百七十六億

円、それから三年利付国債が四千六百七十八億

円、それから五年割引国債が三百億円となつてお

ります。

それから、保有者別でございまして、これはわかつておりますのが日銀の保有分がはつきりいたしておるわけではございます。それが三千五百六十五億円でございまして、残りの一兆二千八百九十億円がこれは金融機関と法人あるいは個人等所有されておるわけではございます。実は五月二十日現在におきます法人と個人別の内訳が把握できま

せんではございまして、そこで、今先生御質問の点に關して大ざっぱな推計をいたしまして、四月末におきましては金融機関とそれから法人、個人等との割合が大体四、六になつておりますので、金融機関が四割ぐらい、それから個人、事業法人等が六割ぐらいというふうな大体推計できるわけではござい

ます。ただ、さらに法人と個人とになりますと、これは登録されておる部分につきましては別でございまして、たゞ、いわゆる証券、本券といひますか、本券を持っています分につきましてはそれが個人なのか法人なのかというのには全くわからないわけではございまして、無記名の本券でござい

ますので、これを持ってきた人には全部金を渡してしまふわけではございまして、それがだれに渡ったかというのを把握できておりません。したがいまして、今の先生の御質問につきましては、今申し上げましたような御答弁がぎりぎりのところでござい

ます。

それから、利払い額でございまして、五月二十日の利払い額は一兆三千四百四十四億円でござい

ます。それで、このうち日銀が保有している部分に對する利払いが七百十八億、それから資金運用部が持つておりますものに對する利払いが二千六十億、残り一兆六百二十六億が金融機関と事業法人になるわけではございまして、これは先ほど申し上げました満期償還額よりもさらにこれに払

つて、これは三十七億柄ごととそれ所有者が違つておるわけではございまして、そのところの把握は現在のところできておりません。

○鈴木一弘君 それで、この五月二十日には、その合わせた金額、どのぐらい元金と金利で支払わ

れて、同時に国債が発行されていきますね、それがどのぐらい出ているか、それをちょっと伺いた

い

○政府委員(宮本保孝君) 今の利子の支払いは一兆三千四百四十四億円でございまして、国債の発行でございまして、五月の国債の発行高は借換債で一兆九千四百四十四億円でございまして、さらに新規財源債といたしましては、二年の利付国債が二千九百七十一億、それから十年利付国債を六千九百八十三億発行いたしております。

○鈴木一弘君 当日七千億円の資金が余り、それが短期金融市場に回つてコールレートがその前の週の末に比べて〇・一二%下がったようではござい

ますが、こういうふうな市場への影響についてどういうふうな考えておりますか。

○政府委員(大橋宗夫君) 五月の二十日に、償還がありましてというよりは、利払いの資金が市場に回つたということになるのではないかと思ひますが、ちょうど二十日、月曜日でございまして、前週末の土曜日が六・〇六二五%でございまして、コールレートが五・九三七五%というように、御指摘のようになつたことは事実でござい

ます。その後二十一日、二十二日、二十三日とやはり二十日の水準よりも若干低い水準にとまっておりますけれども、週末になりまして二十四日には六%台に戻るといふようなことでござい

償還が予定されております。これだけの償還に支払う利払いの額はどれくらいになりますでしょうか。本年度です。

○政府委員(宮本保孝君) 本年度の利払い額は合計で九兆一千四百三十七億円でございます。

○鈴木一弘君 この約十兆円の償還の中で、借換債で償還する分はどのくらいでございますか。

○政府委員(宮本保孝君) 本年度の借換債の発行額が八兆九千五百七十三億円でございます。

○鈴木一弘君 こういうことで、今の利払いの問題、そういうものが必ず短期金融市場に資金が流れ、いろいろな金利に影響を与えるというおそれがある。それから、こういうような大量の国債償還ということになると、利払いだけで九兆円というところでございますから、巨額な資金が余剰になると、そういう心配がないか。それから、短期金融市場の拡大が当然そうなると思えます。この点は、一時的であるかと思えますが、この点はどう見ているか。それから、今後高利回りの金融商品が出てきますと、国債からそちらの方へ移っていくというのが出てくる。そうなることや、競争条件から考えると、これは国債の方もその条件を変えていかなきゃならない、その点はどうか。

○政府委員(大橋宗夫君) 三つの点でございますが、まず、利払いが九兆円行われるということによりまして短期金融市場に影響があるかということでございます。これは、一般の財政収支の払いがそのぐらいあるということになりますと、全体の収支の規模からいいますと、その都度の金融市場に若干の影響はあるかと思えますけれども、これは市場の機能の中で消化されていくものというふうに思っております。

それから、新しい金融商品が出てきた場合の問題点ということになるわけでございますが、金融市場におきます商品の利回りというものはこれは市場で成立した利回りによって成り立っているわけでございます。国債の金利そのものも市場で成立するわけでございますから、特に短期金融市場商品に流れるからといって国債の消化が行われ

なくなるというふうなものではないのではないだろうか、市場全体の中で吸収されていくというふうな思われたいと思います。

短期金融市場の拡大ということにつきまして、これはその利払いが行われました資金がどういうふうな吸収されていくかということにもかかってくると思いますので、一概にそのことをもって短期金融市場が拡大するということには思われませんけれども、一般にやはり経済の規模が拡大してくるに伴いまして短期金融市場が拡大していくので、先生御指摘のようなことは全体の流れの中では当然のことでございますが、これが利払いによって起こったのかという点になりますと、ちょっと一概にそういうふうには申せないのではないかと思っております。

○鈴木一弘君 電債株の売却の問題でございますが、これについてはかなりの質疑がされておりますので私は簡単にしたいと思っております。売却の方法についてはこれから国有財産中央審議会等に諮ってやるのだからと思えますけれども、売却可能分については現在どのぐらいになるかというふうな検討をされているのだからと思えますが、そういうことについて伺いたいんです。

○政府委員(中田一男君) 電債株式の売却につきましては私も幾つかの先例を持っておりますけれども、そういう先例に比べてはるかに重要な問題でございますので、実はいろいろな具体的な問題のまだ十分検討が進んでいないところではございません。いろいろな先例等を勉強しながら、これから売却の時期とか方法等につきまして民間の有識者の御意見を広く聞きながら慎重に検討を進めてまいりたいと思っております。御質問の趣旨に對しまして今こういうお答えを用意しておりますというふうな状況にないことを御理解いただきたいと思います。

○鈴木一弘君 両院の通信委員会で決議がございまして、「株式の売却に当たっては、いささかも疑惑を招くことなく、株式が特定の個人、法人へ集中せず、広く國民が所有できるように行う」、こういうふうに出ているわけですね。もともとこの資産というものはこれまで公社として國民全体の協力の結果で上がったいわゆる果実でございますから、その果実がいよいよ電債の株売却になるわけですから、これは國民全体に均等にその利益というものを配分すべきであるということですから、それは当然、一部のみに安くて株が行って短期間のうちに株価が急騰してその人だけに集中的に利益をもたらすんじゃないことがあり得てはいけません。むしろ、予想されるべき相場に合わせたような価格をもって売却をして、それを国債等の返還に使うというのが國民に対して均等にやるということになると思えますが、そういう点今の答弁ではよくわからないんですが、この附帯決議に即した売却のあり方、その見解はどうおとりになっているか、伺いたい。

○政府委員(中田一男君) 御指摘のとおり、電債株式につきましては、國民共有の財産でございますし、また国会等でもいろいろ御議論をいたさせていただけるわけでございます。その売却に当たってはいささかも國民に疑惑を抱かせることのないように、また國益を損なうことのないように公正かつ適切に行っていく必要がある、特定の者の利益になるような方法をとるべきでないということをはかたく心に秘めておるわけでございます。

しかしながら、具体的にそれではどういう方法をとるという御質問に對しましては、この電債株式というものは現在は大蔵大臣が一人株主という状況で国有財産でございますが、これをまず民間の方々に買取っていただくというその際には、国有財産法の有価証券でございますので、会計法なり国有財産法なりの規定に沿ってその売却方法を検討してまいらなければならぬわけでございます。会計法は、国有財産を処分いたしますときには一般競争入札によることが原則だというふうになってございまして、実際には一般競争入札によりこれをやるのか、あるいはまたシンジケート

団のようなものを組織してこれを行っていくのかというふうな点につきましては、これから幅広く民間の有識者の方々の意見を聞きながら慎重に検討してまいらるべきものだというふうに考えているわけでございます。

○鈴木一弘君 市場価格は一体どういうふうになるか、これはまだわからないんです。だから、そういうときに割り当てをしてということになりますと、やはり抽せんによるとかオークションにかけるとかという以外にはなくなっていくのだらうと思ふんです。そうして疑惑を持たれるのは、その割り当てられた人が割り当てのときの価格で取得して、それから後急騰をしたというようなことが起きることについて、その価格差が大きくなることに疑惑を持たれるというわけでしよう。そういう点が心配だということがいっぱい出てきている。ですからやはり本音を言うと、この売却益、政府が売り出すときの売却益というもののについては、できるだけ高い方がいいということですね、多い方が。そういう点のことを考えると、完全な公募方式をとるといろいろなことを考えなきゃならないのじゃないかというふうに思ふわけですよ。そうしないと、半年ぐらいたてば後はもう実勢価格になって、一般の株式と同じような取引の需給関係によって価格は形成されると思ひますけれども、それまでの間は思惑から何からでもってごちゃごちゃしちゃうだろう。

そういう点で、この点について疑惑を生じない方法というのはいささか一般の公募によるものであらうというふうに思ふんですけれども、その点はどうでしょう。

○政府委員(中田一男君) 私どもかつて、政府の保有の有価証券を売却したという先例を四例ばかり持っております。そしてその四つの株式の売却に当たりましては、いろいろな方法をとっております。競争入札によって処分したこともございまして、あるいはシンジケート団に任せたこともございまして、しかしながら、その先例等を勉強いたしましてやっぱり一長一短ございますので、こ

れからじつくりと、広く有識者の方々の意見を聞きながら詰めていかなければならない問題だと考えているわけでございます。今、これがよからうとかこれが悪からうとかというふうなことを申し上げるほど検討が進んでおらない段階でございます。

○鈴木一弘君 この点は公正を期してほしいと思います。

それから、六十一年度予算と福祉関係予算について、もう時間がなくなりましたので一問だけ伺いたいのです。

とにかく大蔵大臣は、六十一年度の予算の概算要求の時期にもう入ってきているわけですが、具体的に言えば、来年度も増税なき財政再建ということでマイナスシリングでいくんだらうと思えます。その中身ですが、防衛費が突出されていく一方で福祉と文教が抑えられるということで、我々としてはその点は強い不満を持っているんですが、この点が非常に心配でございます。

高齢化が進んでまいりますと、厚生関係の予算として、年金とか手当てで約三千億、医療費で五千億、社会福祉その他で一千億、合計約一兆円が当然増経費として必要です。さらに政管健保国庫負担の特例措置の財源確保法案、それから補助金の一括カット、厚生年金の国庫負担の四分の一繰り延べ、こういったような行革特例法は一年限りで期限切れになるというものですけれども、この影響額がそれぞれ九百三十九億、二千五百五十二億、三千五百億、合計約六千五百億が必要で、当然増経費と合わせると約一兆六千億円の財源が必要になってくるのですが、そうなるものはや歳出カットは限界ではないかと思うんです。この点で、財政展望として大蔵省の中期財政展望の中でも、高齢化の過程で厚生省予算は増加するという展望が明らかにされているんですけれども、そういうとくに、やっぱり特定の予算の中で片方を膨らませば片方を減らさなきゃならないというところで、その減らす方にいつもいつも弱いところがあるというのではならないので、とて

もびほう策ではこれから対応できないだろうと思うんです。この点大蔵大臣はどういうふうにお考えか伺って、終わりたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 来年度予算も、今日の我が国財政を取り巻く環境は大変厳しゅうございまして、これは私もいたしましては本当に、個人と公であるいは地方と国の役割分担、費用負担のあり方を含め、歳入歳出面にわたってやっぱり制度面から切り込んでいくという考え方に立たざるを得ないというふうな思っております。

具体的にそれがどうなるかということから問題でございますけれども、試算中の厚生省関係の俗称当然増も、それは鈴木さんの御指摘とそう大きな違いがあるとは私も思いません。それをどういうふうにしてますかは概算要求基準の際に対応していくか、こういうことになるわけでございますので、今それこそ概算要求基準がまだ決まらない段階でございますけれども、もう容易ならざる状態でございまして対応していかなくやならぬ問題である。

今国会でもあまして厚生年金、まだ残っております公務員共済年金等もございまして、ああいうものを念頭に置き、そして補助率問題というのこの間検討委員会をつくられたわけでございますから、それらの意見も聞きながら、大変苦しみながら対応していかなくやならぬ課題である。これはやっぱりあらゆる聖域を設けることなくという前提で、なかなか援軍来らずでございまして、対応しなきゃならぬだろうな、こういう感じに今部内で心を引き締めておるといふ段階でございます。

○近藤忠孝君 一昨日に続いての質問ですが、資金運用部が大量の国債を引き受けるのは問題ではないかという質問がございました。実際年々ふえてまいりまして、六十年度で、国債の総発行額二十兆円の四分の一、五兆円、内訳は新規債三兆六千億、借換債一兆四千億、その他乗りかえですが、これが資金運用部引き受けということになっておるわけですね。この比率は今後ともこれは

ふやしていくおつもりですか。

○政府委員(宮本保孝君) 運用部の資金配分につきましては、国と地方とそれから財投機関、この三者のバランスをとって配分することをねらいとして行っているわけでございます。その場合に、国の資金需要の実態がどうか、それから地方の資金需要の実態がどうか、さらには財投機関の資金需要の実態がどうかというのを見きわめました上で配分をしていくわけでございます。

本年度につきましては、財投機関の方の資金需要がやや減ってきておりました。そういうこともございまして、特に借換債の大量の発行ということも踏まえて、財投機関への資金配分に余裕が出てくればできるだけ国の方へ回すのが適正な資金配分じゃないかということでもって、昨年に比べまして一兆四千億をふやして五兆円にいたしましたわけでございます。

今先生の御質問のように、これをどんどんふやしていくのかという点につきましては、それは各年度各年度の財投策定時におきますところの、今申し上げましたような各部門の資金需要の実態を踏まえた上で配分していくわけでございますので、今ここでもって今後これをふやしていくのかという御質問に対しては、毎年度毎年度計画策定時において適正な配分に努めるといふふうなお答えになろうかと思っております。

○近藤忠孝君 いずれにしても、これがふえまうと預託金利の弾力化が不可欠じゃないかという、こういう指摘がされておりますが、これはどうですか。

○政府委員(宮本保孝君) 現在、預託金利につきましては、いわゆる預貯金金利とそれからもう一方では財投機関が貸し出します金利、これは基本的に民間の長プラを基準にいたしておりますが、預貯金金利と長プラとの間でもって、郵貯、年金等の加入者あるいは貯蓄者に対する還元、それからもう一つは財投機関からサービスを受ける国民の利益、この双方を勘案して、実はその中間

のところに大体決めてきているわけでございますが、ただ原則として預貯金金利の改定が行われますときに預託金利の改定も行われてきたというふうな慣例もあるわけでございます。ところが最近におきましては、預貯金金利は、公定歩合が変更いたしませんので規制金利である預貯金金利が全く動かない状態が続いているわけでございますが、一方で、大量国債の発行を契機といたしまして大きな長期の資本市場が形成されつつございまして、そこでもって長期の金利につきましては漸次自由化されつつあるわけございまして、現在の金融緩和の状況を反映いたしまして、長期の方の自由化された金利がだんだん下がってまいりまして、結局長プラが今七・五%にまで下がってまいりまして、結局長プラが今七・五%にまで下がってまいりまして運用の方の利回りが下がってまいりましてございまして、実は運用部自体の収支にも問題を起こしてきております、また財投機関の収支状況にも問題が生じてきているわけございまして、したがって、預託金利が自由化されるまでの過渡期におきまして果たして預託金利をどうするかというふうな問題、これは真剣に考えていきたいと思います、これは真剣に考えて、私どももいたしまして、この預託金利を、できれば自由化されたところの長期金利体系の中で考えていかざるを得ないのではないかと、この関係の省庁とも話し合いをしてまいりたい、こう考えております。

○近藤忠孝君 もう一つの問題は、いずれにしてもそのときの状況によつては引き受けがふえる可能性もありますし、また市場への介入でまたふえる可能性もあるんですね。そうしますと、今後、原資の伸び悩みから、運用部が、日銀への手持ち国債売却を通じて、そして新発債引受資金を調達しようということにこれはなるのじゃないか。もしそうならば日銀信用の膨張をもたらすのじゃないか、こう思うんですが、その点はどうですか。

そして、現に五十七年十月から十二月に資金運用部から日銀に九百億、それから五十八年一月

資計画。

○参考人 福田多嘉夫君 現在までのところ、大川端の再開発計画について三井不動産に融資をしてほしいという話は全然ございません。

○近藤忠孝君 これは東京都の都市計画局長が都議会の答弁で、ここに建てる三井の住宅について住宅金融公庫の制度によって建設させたいと思っております。それから、これからこれが間違いなく間もなく参りますので、恐らく対応することになると思ふんですね。

そこで、建設省に質問しますが、この大川端開発計画について、特定住宅市街地総合整備促進事業として建設大臣の承認を与えているはずであります。第一回整備計画、それから変更後整備計画について、いつこれは承認を与えたのか。

○説明員(若山和生君) 大川端の特定住宅市街地総合整備促進事業でございますが、五十六年度に国の事業採択をいたしております。具体的には五十七年の二月に東京都が策定しました整備計画の建設大臣承認を行っております。また、一部内容の変更がございます。これにつきましては今年三月に変更の承認をいたしております。

○近藤忠孝君 この開発計画は、中央区の石川島播磨重工業の移転したことに伴って、この場所に都心定住型住宅の供給、そして文化、商業等施設の導入、それからさらに道路、公園等公共施設の整備、さらに隅田川防潮堤の緩傾斜型堤防への改築等々という大変大きな計画であります。総事業費は一千七百四十億円と聞いておりますが、そのうち公共施設整備費約二百五十六億円、住宅建設が二千五百戸で約八百七十五億円、文化、商業施設約六百九億円、こう聞いておるんです。

そこで、第一にお聞きしたいことは、公共施設整備二百五十六億円の内訳と、そのうち国庫の補助金はどれくらいでしょうか。

○説明員(若山和生君) 今御指摘の二百五十六億の公共事業の内訳でございますが、街路事業として百四十七億円を予定しております。これは隅田川にかかります新しい橋も含んだ事業費でござ

います。国費は約九十億でございます。次に、河川改修でございますが、隅田川を緩傾斜堤に整備し直すといった事業費でございますが、七十五億の事業費に對しまして国費二十三億を予定いたしております。さらに、公園整備でございますが、三十四億の事業費に對しまして十二億の国費を予定しております。合計しまして二百五十六億の事業費に對しまして国費は百二十五億になる予定でございます。

○近藤忠孝君 この中身は全部あとは東京都で公の金ですから、そのことを頭に置いておいていただきたいと思います。

そして、あと住宅建設費、これは二千五百戸分八百七十五億円ですが、この内訳はどうなりますか。

○説明員(若山和生君) 二千五百戸の内訳でございますが、まず東京都が建設しますものとしまして都営住宅が百八十二戸、さらに従前から居住されておりました方の住宅として従前居住者用住宅九十八戸、合計二百八十戸を東京都が建設いたします。それから、東京都の住宅供給公社でございますが、四百二十五戸の建設を予定しております。次に、住宅・都市整備公社が予定しておりますものが六百二十五戸、以上公的な住宅供給が千三百三十戸でございます。さらにそれ以外に、民間開発者としてこの場合には三井不動産が予定されておりますけれども、千七百七十戸が予定されております。合計しまして二千五百戸の計画となっております。

なお、事業費でございますが、具体の個々の事業につきましても、戸当たりの規模とか、あるいは賃貸住宅、分譲住宅、どちらにするかとかといった詳細がまだ確定されておられません。極めて概算でございますけれども、用地費と工事費合わせまして一戸当たり、二千五百戸を平均しまして三千五百万程度になるのではないかと考えております。合計しまして八百七十五億という数字を算定してございます。

○近藤忠孝君 それから、この特定住宅市街地総合整備促進事業では、特定施行者に対する建築物除去移転費、それから共同施設整備費、附帯事務費に對しては、国の補助制度があると思ひます。補助率に對しては、都の補助が三分の二で、国の補助はその約半分だから全体の三分の一補助していると思うんですね。中身はちょっと時間がながいので私が言っちゃいます。

問題は、特定施行者に対する補助の具体例は、この制度発足の昭和五十七年以降、東京都では木場の実例があると聞いています。その場合、一戸当たりの都の補助、そしてそのうち国の補助がどれほどかというところ、これは既にお聞きしたところでは、木場の場合には都の補助が一戸当たり百八十万円、国の補助は九十万円、これで単純計算をしますと、三井不動産の場合には一千七百七十戸です。二一億の補助が行きます。東京都住宅供給公社が四百二十五戸だから七億六千五百万円、合計二十八億特定事業者に来るといふんですが、これで合っているかどうか、それだけお答えいただきたいと思います。

○説明員(若山和生君) 先ほど申しましたように、まだ具体的に個々の事業の内容、計画の内容が固まっておりますので、したがって補助対象となる共同施設整備費の事業費が出てまいっております。現在の段階では未定でございます。

○近藤忠孝君 今のは、私は木場の例で聞いたけれども、これは間違いないうこと。——いいですね。そして後の、今度大川端にはどうなるか、これに準ずるかちよと低くなるかは別として、それはどうですか。

○説明員(若山和生君) 江東区木場の実例で申しますと、御指摘のとおり、戸当たり東京都の補助は百八十万入つてございます。

○近藤忠孝君 それを、単純計算でいくかどうかは別としますが、やや下げまして一戸当たり百五十五万から百六十万という計算でも、今度大川端には特定事業者、この場合は三井不動産が中心ですが、十八億、約二十億の補助が国費及び都費か

ら行くわけでありまして。

次の問題は、緩傾斜型堤防事業というのがあります。これは総事業費七十五億円で建設工事費三十四億円ですが、十分の三が補助。国庫補助は十二億ですね。

お聞きしたいのは、昭和五十八年度と五十九年度にこのスロープ堤防の工事を受注したのは三井不動産建設と三井建設である、こう聞いています。間違ひありませんか。

○説明員(若山和生君) この隅田川の河川改修事業でございますが、東京都が工事の発注をいたしております。東京都に問い合わせましたところ、今の御指摘のとおりでございます。

○近藤忠孝君 ここには東京都の上の方のお役人が三人天下りになったということ、ちょうど時期が同じだったということも指摘されておるんですね。

大臣、今まで私はこの大川端事業について、公費がどう投じられるかについて指摘をしてまいりました。整理して申しますと、一つは河川あるいは道路その他の整備関係と、それから実際特定事業者ということで建設に関する費用にも金が、公費が行くわけですね。しかもその事業は、もう既に全部周りの公共事業でさえ三井関係だから、これをやるのはもう全部三井に決まっております。そこで、これに大変な公費が投じられ、しかも実際できた後、利益を得るのはこれは三井不動産なんです。こういう状況を大臣どう思ふかという事です。

これは、この間私が指摘したみなとみらい21と全く同じですよ。あの場合にも、開銀融資を初めその他の公共事業が全部行って、結局土地を持っているのは三菱地所だけだから、二〇〇〇年代で約年間一千億から二千億円の利益を独占する可能性が有る。

今度の場合に、こいつは、できたものは全部分譲住宅です。しかもこれは、時間がないから全部言った後お答えいただきますが、先ほど、原価が三千五百万円一戸当たりかかると。分譲します

と、どうしたってこれは都民の普通の所得水準の人は買えないんです。

これも質問通告をしておたけれども、時間がありませんからこつちで言ってしまうんですが、今、普通の都の平均のマンション平均価格は二千四百九十五万円で、返済負担率二五・六％、平均年収が四百九十七万です。これが普通なんです。が、これらの人々は買えないんです。どう見ても、地上三十七階という高層ビルで余計金もかかりますから、大体四千万から六千万以上のものになる、こういうことも東京都では議論されておるわけですね。そうすると、まず都民にとっては高ねの花。じゃ都営住宅があるじゃないか。都営住宅は、先ほど答弁のとおり、今入っている人の分も含めて二百八十戸、新しくは百八十二戸しかないんです。住都公団、答弁いただく時間がなかったけれども、住都公団もこれはやっぱり分譲が多いですから、かなりありますから、これも相当、同じような価格に、あるいはこれに近い価格になる。

となりますと、これを普通の都民はまず買えない。恐らく一定の水準の人、そして恐らくセカンダリハウスなんかは相当買わんじやないか。中央区ではここに人に住んでほしいと言っているけれども、セカンドハウスなんかはなったらば、あるいは事務所関係になつたらば、まずこれは余り人は住みませんわね。となりますと、これだけの公費が投じられ、しかも建築関係にまで金が行く。しかも住宅金融公庫の融資もある。住都公団はまさに公の金。そこでさらに文化、商業施設もこれはできるんですが、これは大体住都公団と三井不動産と半々のようですね、土地関係は。しかし実権はどうも三井不動産が握るといふ、こういう話もあるんですね。となりますと、みなとみらい21、あれは三菱地所、こちらは三井不動産、あれの東京版なんです。こんなところで、結局投ずる公共投資がこういったところに行つて、特定の利益につながってしまう。

これが果たして大臣の言う税金につながるのか。確かに、三井不動産がもうけてその分だけ税金があるかもしれないけれども、これだけ金を投じた効果としての税金になるのか。その点が一つ。

それから、これだけの金を投ずるんだつたら、もつとも一般の人が入れるようなもののがたくさんできます。一千戸以上できます、東京都の関係でも、これをむしろやるべきじゃないかということ、財政再建が大変厳しいときにこういうところの公共投資が果たして要るんだらうか。これについてまずお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 環境整備でございまして、今の話を聞きますと。その中で、環境が整備されれば民間活力というものが生かされてくる。それは要するに、財政が支出することによる内需喚起の一環としての税収効果というふうなもの、財政の出動では今望む環境にない。したがって、環境整備等が民間活力を誘発するというふうなことはこれはいいことじゃないか。

それで、今、三井不動産の税金がどうのこうのというお話でございましたが、そういう税収というよりも、そういう民間活力全体から、これは底辺の広いものでございまして、そういうものの期待ということで、特定の業種そのものを見ての増収措置というふうな考え方は少し局限的な見方じゃないかな、こんな感じで承っております。

○近藤忠孝君 だとすれば、その点は私は意見が一致するんですよ。こんなでかいところで三井不動産だけが仕事をやるあるいは利益が入るだけじゃないか、もっと例えば事業そのものだって、一般の中小建設業者が参加できるような住宅の建設、それをたくさんやればむしろ波及効果は大きいと思ひます。そういう点はどうかしらうか。

しかも、今度、ことし新たにできた税制で、特定の優良な再開発建築物に係る増し償却制度の創設、これによりまして、これは大蔵省の説明ですが、法人が十億の建物を取得し、定率法で割り増し償却した場合、当初五年間で二千万円の税

金が減税される。私計算してみたら八億です、三井がもし取得した場合ですよ。というふうなことに、これはなるんですよ。

そういう面から見ても、私は税収という面では決して効果があるものじゃない。となれば、こういう特定の事業者にのみ利益が行くようなことになったところにこんな莫大な公共事業を投ずることが果たしていいんだらうか。

前回のみなとみらい21に対して大蔵大臣は、一応節度があるものだ、という答弁がありました。たね。となりますと、私これは節度を越えているんじゃないか。横浜は三菱、東京のここは三井、どこどこはどこの独占というふうなことで、それぞれ分割しちゃってそれぞれ利益を独占してるとなれば、しかも公的資金や公的な金が行くとなれば、これはまさに財政再建にも逆行するのじゃないかということ、私はこの具体的事実を通じて痛感しますので、もう一度、今申し上げたことも踏まえて御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 公的資金を含め民間活力を誘発するよう環境整備をするためのことは、いいことだというふうに思ひます。みなとみらいにしても、私は基本はそこにあると思ひます。であります。で、そこにある三菱地所とか三井不動産、それだけをとりえて議論しても、不毛の議論とは申しませんが、少し短絡的過ぎはしないかな、やっぱり全体に対する波及効果というふうなものが一番大事だろうというふうに思ひます。

○近藤忠孝君 短絡と言われたのでちょっと反論しなきゃいかぬと思ひますけれども、時間が来ってしまったので、次にあとはまた議論をしたいと思ひます。

○木本平八郎君 私はおとといの委員会、百三十三兆ある国債、これは大変な問題じゃないか。どういふふうにして償還するか。これはもう政府任せじゃなくて、みんな、国民全体の問題として考えなきゃいかぬじゃないかということを申し上げたわけですよ。

それで、私なりに、ない知恵も少しあるのでこの次の委員会でも申し上げたわけですが、たまたま昨年十二月二十一日に財政制度審議会が出された建議書の中にも、昭和六十一年度になつたら公債の償還財源の問題はもはや猶予を許されなくなる、したがって「償還財源の充実についで最大限の努力、工夫を行うよう、強く要望する。」とあるわけですね。これはもう努力はもうあるので、「工夫」という言葉がやはりあるわけですよ。そういう点からいって、私はきょうここで、ト

ンチン公債の問題を提案したいわけですよ。まず、このト

ンチン公債ですが、これは十七世紀にイタリア人、ロレンゾ・ト

ンチン公債ですが、これは十七世紀にイタリア人、ロレンゾ・ト

ンチン公債ですが、これは十七世紀にイタリア人、ロレンゾ・ト

ンチン公債ですが、これは十七世紀にイタリア人、ロレンゾ・ト

ンチン公債ですが、これは十七世紀にイタリア人、ロレンゾ・ト

のです。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員がおっしゃって
おられますいわゆる年金の場合ですと、百億円預
かりました保険会社が、保険会社以外でも結構で
ございますけれども、それを運用した収益を払って
いくということとそれは成り立ち得るわけでござ
います。国の場合は、百億円集めましたのを
赤字国債のかわりに、特例債のかわりでした場合
には、それを国が使ってしまいますので、それによ
って収益を得るといふことはございません。か
ら、あとは国は利息だけをずっと払っていくとい
うことが長い場合は六十年ぐらい続きますと、通
例の国債に比べて六十年たつて計算してみます

と、かなり巨額のかえって国の負担になるということを申し上げたわけでございます。したがって、年金制度としてそういうものを考えるのはいいか悪いかという点は私の所掌ではございませんけれども、先ほど大臣も御答弁しておられましたように、保険審議会でございますか、の答申にも生存保障性のあるそういうものを考えることを示唆していることもありますので、考えられる仕

組みではあるというふうに思うわけでございます。

○木本平八郎君　今、政府のやるべき性格のものではないのじゃないかという話なんですけれども、トントン年金という性格からいって、これはやるとすればやはり政府なり地方公共団体がやらないと、一般の私的企業がやるとこれはちよっとおかしいことになると思うわけです。

トンチン年金に入る前に一つ私がぜひ申し上げたいのは、今の財政状況からいって、国民の率直な感觸ですけれども、これはやっぱり大増税必至であろうという恐怖感があるわけです。これはちよつと不謹慎な言い方ですけれども、増税がいいとは言いませんけれども、どうしようもなければ私わざるを得ないわけです、国民としては。しかしながら、その前にはやはり、必死になって工夫もし考えてもらわなきゃいかぬというのも国民の率直な感觸だと思ふのですよ。これは封建時代

なら、おまえら人民ども払えということで済みますけれども、今の近代国家ではそういうわけにいかない。現在、国民の公的負担というのは、税金と社会保障を合わせて三五%ですか、それが将来四五%になるだろうと言われるわけですから、これも、国民というか、私の率直な感想では、まず五〇%を超えるだろうと思うのです。

そうなりますと、ある人は、日本国民の若い人たちは税金亡命でどんどん出ていくんじゃないかというようなことを言う人もおるわけですね。それはちよつとなにしても、やはり増税というのは政治の中では悪政の最たるものだと思うのです、最後の最後だと思ふわけですね。しかも、今でも国民はやはり、税が重いという感觸を持っているわけですね。これが一体どこにどうなっているのかというのを私も少し勉強してみたいと思うのですけれども、これは大蔵大臣は三五%の負担だから大したことではないというふうに答弁されますけれども、国民の率直な感觸は相当重いという感じなんです。それで、中曾根総理も、シャッパ以来の税制改革をやろう、こうおっしゃっているわけですね。私も、私はぜひ税制改革の前に、徴税方法というか、それから歳入の特別財源の確保というふうなところにまず全力投球していただかないと、国民のコンセンサスを得られないんじゃないかという気がするわけですね。

それで若間大蔵閣僚とか消費税とか言われておりますけれども、このままそれが導入されますとやっぱり国民は相当反感を持つんじゃないかと思うのです。したがって、その前に、政府としてはこれだけあらゆる面において努力をしているということを示していただく必要があるということですね、金額的には大したことはないようですねけれども、私はトンチン公債の考えなんか入れてやばり国民の自助的な努力、もう年金は政府に任せておけばいいのだということじゃなくて、やはり自分たちの将来は自分たちでも考えるということも含めて、トンチン年金の考え方がいいのじゃないかと思つたわけですね。

私自身もそういう専門家じゃないからよくわからないのですけれども、先ほどのフランスで失敗したところから、やはりトンチン年金を導入するためにまず財政とかそれから国に対する信用がないとだめだ。国の国民に対する信用がなければ、もう全然国民がこれに入りませんからね。それから、先ほどの年齢詐称の問題があらすので、戸籍がしっかりしているということ、それから、先ほどの殺し屋じゃないでいいけれども、警察制度がしっかりしていないとこれは非常に困る。ところが日本は、両方ともばっちりやっています。それから、ギャンブルという問題がありますけれども、私の南米なんかの経験では、やっぱり日本人というのは非常にギャンブル性というのは少ないのじゃないかという気がするわけですね、非常に健全だ。

したがって私は、これは直観ですけども、トンチン年金をやっても、ギャンブルの面からこれに飛びついていくという人は非常に少ないんじゃないかという受けとめ方をしているわけですね。したがって私は、そういう意味で平澤さんの意見とは反対に、日本が今世界で一番、トンチン年金を導入するには向いているんじゃないかという気がするのです。これはこの前の話じゃないですけども、ブラジルなんかだと、これをやるとまたえらいことになるんじゃないかという心配があらすけれども、日本は一番今のところ向いているんじゃないかという気がするわけですね。

私はもう一度ここであえて、トンチン年金でもトンチン公債でもいいのですけれども、トンチン公債を導入することをやはり真剣に考えていただいたらどうかと思うんです。特にこれは、国債の償還原資としてという前提を置いてやっていたらどうだろう。先ほどのように、仮に百億円なら百億円の原資が集まった、そうしますと、確かにそれは今全部使っちゃってあと金利の負担だけが残るといふ説明もありますけれども、本来は、ちゃんと原資は残しておいて金利は割増ずつ払っていつて最後の一人が亡くなったときにそれが

が国庫に入るといふのが本当なことで、先に使っちゃわれたら困るわけですね。ただ、将来であつても、こういうきちつと償還原資があるということであれば、私は国債の残高が残っている問題はないのじゃないかと思うんですがね。その辺は財政操作としてはどうなんでしょう。

○国務大臣(竹下登) あるいは平澤次長からお答えした方が適切かと思いますが、いわゆるトンチン年金というものは、これは年金の構想としての考え方の中で検討に値する課題だ、こういうことに保険審議会でもなつておるわけですね、トンチンとは申しておりませんが、要するに、生存保障性を含めていくという意味においては検討すべき課題だ。ただ、我が国の年金制度というのは、どちらかといえば、傾向を見ますと、基礎年金は国の責任でやろう、そしてその上積み分は企業とか個人の、率直に申しまして自立、自助の中でやっていく、こういう思想です。

それからもう一つ、今おっしゃいますそのトンチン公債ということになりますと、それは使つちやならない、積んでおくものではないことには運用益は出ないわけですから、今の我が国の公債というものは、財源不足に対して公債を発行するわけですから、それを使つてしまふわけではございません。そうしますと、六十年間で済みますと、今十年間に六分の一ずつ返して一兆円が三兆七千億になります、それを金利だけを六十年間で払うていきますと四兆二千億の計算になりますから、五千億ほど余計かかるという理屈になるわけですね。それを使わないで積んでおいてという議論と、公債の償還財源として別途そういうものをつくるということになりますと、これは税制上の問題とかいふような課題が生じてまいりますので、もう少し勉強させていただきます。

○本平八郎君 私専門家じゃないので、専門的な立場からぜひそういう点を御検討いただいで、もうどうしてもこれがだめであればそれは仕方ないと思うんですけれども、私は素人の思ひつきの段階ですからそれ以上の何はできないんです

けれども。ただ、トンチン公債の場合に非常にいいのは、普通に、借りかえにしても公債を出していきますと、インフレになる心配があるわけですね。しかも、この大もとが百三十三兆なんてでつかい金額ですから。ところが、トンチン公債の場合は民間にある資金を吸収してということですから、インフレにつながらないわけですね。私はそういうふうに解釈しているわけですが、そういう点においてこれは非常に考えるに値するのじゃないかというふうに考えるわけですね。

ちよつと時間がなくなりましたので、この続きはこの次の委員会でもまたやらせていただくことにして、今のこの、トンチン公債の場合にはインフレにつながらないというふうな解釈は、これはどうなんでしょう。次長の御意見をちよつと伺つて、私の質問を終わります。

○政府委員(平澤員昭君) トンチン公債の場合は、まさに民間の個人の人たちからお金を集めてくるということでございます。しかし、現在発行しておりますいわゆる建設国債も特別公債も、民間消化の原則、日本銀行引き受けはいいけないということになっておりますから、同じように民間の金を集めてきているわけですね、その限りではほとんど経済的意味において差はないのではないかと、うふうに考えられるわけでございます。

○野末陳平君 先ほど主計局のお答えの中で、五月に一兆六千億ばかりの償還がありまして、それが市場には大して影響も与えなかったというふうなお答えがありまして、そうだろうと思うんですが、今たまたま債券の市況がいいですからそれで済んだと思うのですが、どうなんですか、かね、この秋になりまして十一月になると、今度は二兆何千億という償還があるわけですね。その場合にもさほどの影響はないというふうな判断をされているのかどうか、その辺の見方はどうでしょう。○政府委員(大橋宗夫君) 先生御指摘のとおり、償還あるいは借りかえ発行の環境次第によりまして、それぞれの金融市場に及ぼす影響が違ふとい

うことは当然のことでございます。ただいまから秋の問題を予測することはできないわけでございますけれども、五月の経験からいたしまして、金融市場に若干の影響は出るものの、市場の状況次第によりましてその影響は金融市場の中で比較的容易に吸収されたという経験を持っているわけでございます。秋の金融市場について予測することはできませんけれども、このあたりにつきましては、大蔵省といえますよりも、日本銀行の適切な金融市場の調節ということも期待しているわけでございます。

○野末陳平君 これは、今回は、この秋も今の答えのようになるかもしれないと思いますが、常識的に言いますと、大量償還が続いていくと、どうしてもこれは市況が悪くなるような不安を当然感じる人も多いだろうと思うし、それから個人のシェアがどのくらいかということもまた影響があるのかもしれないし、大体これ常識的に今後大量償還が続いていきますと、やはり市場の混乱の不安というか、市況の軟化のおそれというか、そういうことは当然考えられるのですかね、よくわからないんですが。

○政府委員(大橋宗夫君) 国債の償還ということをとらえてみますと、これは市中に資金が流れるわけでございますから、そのことを通しまして金利はむしろ下がる要因になるわけでございます。そういう金融市場の状況を踏まえまして、一方におきまして借換債が発行されるということになりますと、その借換債の発行自体が市況を締める要因になるというふうに考えられます。償還されま

借換債の発行の種類、期間等の適切な選択ということによりまして弾力的な市場を保っていくようなことが期待されるわけでございます。

また、金融市場の最近の深まりということを考えてみますと、その中で金利裁定機能が有効に働いていることを期待できるような環境になってきていると思いますので、国債の大量償還あるいはその借換債の発行ということが金融市場に混乱と言われるような悪影響を及ぼす事態には至らないのではないかと、そういうように予測しております。

○野末陳平君 あした参考人からまたいろいろな意見が出ると思うんですけども、もう一つ、短期国債の発行と金利の自由化ということについては、今後どういような見通しを持っておられますか。

○政府委員(大橋宗夫君) 短期国債の発行ということは、金融の立場から見ますと、一つの金融商品が市場に出てくるということになります。それに見合います金融市場の方におきます大口の預金あるいはCD、MMCというような自由商品あるいは弾力的な商品というものの兼ね合いが問題になるわけでございますけれども、この辺は、短期国債の発行に当たりまして、金融自由化の進展に応じた適切な発行を行っていくように心がけてまいりたいと存じております。

○野末陳平君 そうしますと、金利の自由化がさらに早まっていくだろうというように見えていいんですか。

○政府委員(大橋宗夫君) これは短期国債の発行そのもので金融自由化が早まるかどうかということとは、直接その発行の仕方によりまして影響が違つてまいりますので、直ちに短期国債の発行自体で金融自由化が進むというふうには即断できないかと思いますが、金融の自由化そのものは、そういうことを離れましても着実に進展していく、そういうふうな考えでおります。

○野末陳平君 あした午前と午後にあるようですから、その当事者の意見なども聞いてみたいと思

うんです。

それから今度は、前回、おととい、財源確保について幾つかのいろいろな案を考える前に、いわゆる国民の意識というものがどうなっているか、どう変わっているかもあるかなという話をちょっとしていただんですが、どうもマル優が来年少し変わるといふ、あのあたりであちこちで貯蓄税制の相談会みたいなことを物すごく大々的にこのところやっていると聞きますので、それに関連してちょっと考えるんですが、どうも大蔵大臣、財源確保にいろいろこれから苦心をするんですが、その一つの方法として、やはりマル優の課税は一日も早く方針を固めて、まあ去年そうだったんですけれども、再度これはやはり断行する方向に行かなければいけないと思うんですが、いろんな事情はありますけれども。

そこで、その基本的な認識をお聞きしたいのですが、大蔵省でもいろいろなデータでマル優の不正利用の状況などはつかんでいると思いますが、そういうものを踏まえて、このマル優のあるべき姿についてどういふ分析を今のところしているか。つまり、税調でも課税の方向が打ち出されていながら結局は限度管理、本人確認、あの程度のことと終わってしまいましたか、しかし、大蔵省がそれで満足しているとも思えないのですが、大臣、どうですか。今後マル優はどうあるべきだという率直なところを。

○国務大臣(竹下登君) 私、これは日本的なやり方でございまして、いろんな議論を聞きながら税制調査会でオーソライズしてもらったものを取り上げるというやり方でございまして、個人的な意見が先行して出ちゃいかぬなというも自分で自分に言い聞かせておられますが、少なくとも限度管理で、半歩前進か一步前進か、それを来年の一月からやってみるわけでございます。が、引き続きこの問題はいろいろ継続して検討すべき課題だという認識は私どもにも十分あります。

税調ももちろんそうです。日本貯蓄率

が高いという議論をしますと、先進諸国の財政当局諸君は、それはやっぱり優遇税制があるからじゃないかと。それも、端的に言えば、納めるべき税金を納めないでおるといふことは、補助金をもたらって貯蓄をしておるといふ論理につながりはないか、こういうことがよく、五カ国とか十カ国の大蔵大臣会議で出る意見ではございますけれども、これを私の意見として申し上げるにはいさか時とところを得ないではなからうかというふうに考えております。

○野末陳平君 じゃ大蔵省に聞きますけれども、この利用状況ですが、今一番マル優を利用して所得層というのはどういふところか。

それから、いわゆるいろいろな調査で、国民の一世帯当たりの平均貯蓄額は、マル優枠の、すべて含めて郵貯も含めた九百万からいくとかなり低いわけですが、それらも踏まえて、どうなんですか、マル優というものは当初の政策意図のように利用されているという判断ができるかどうか。

その辺の見解をお聞きます。

○政府委員(梅澤節男君) いわゆるマル優の所得あるいは収入別の利用状況を示す端的な資料はないわけでございますけれども、たまたま貯蓄増進中央委員会のサンプル調査で、各世帯の貯蓄保有高別に利用割合を出した資料がございます。例えば貯蓄の保有額が百万から三百万ぐらいの世帯で利用割合が六五・三、これは貯蓄残高がふえるに従いまして利用高がふえておりまして、例えば一千万から一千万五百万のところになりますと九三・六%の利用割合、一千万五百万を超えますと九六・六%といったような計数がございまして、

で、これから類推いたしますと、総理府でやっております貯蓄動向調査で、世帯当たりの貯蓄高と年間収入の間にはかなり明瞭な相関関係がございまして、したがって、先ほど私が申しました例えは一千万から一千万五百万の貯蓄高の世帯というの、サラリーマンで言いますと年収一千万前後の世帯かと思えますが、そこで大体九三・六%利用されておる。高所得者といいますが、高収

入階層ほど貯蓄が多くなりますから、当然利用割合はふえてくるというふうに見えていいかと思ひますが、昨年の税制調査会の検討の過程でもこの資料に基づいていろいろ議論をしていただいております。

そういうことでございますから、価値判断の問題は別にして、やはり貯蓄優遇税制といひますか、マル優というものは、我が国の中で広範に活用されておるといふふうに言つていいかと思ひます。

○野末陳平君　そこで大蔵大臣、今までは僕もこれでよかったと思つてゐた。今主税局長の答へのように、年収のはば同額、あるいは一・五倍ぐらいまでの貯蓄があつてもおかしくないといふところまで国民がリッチになつてきたわけですから、そのための貯蓄奨励の政策目的も非常にこれは活用されたわけですね。しかしながら、果たしてこれからこれを続けるというふうな意味があるかどうか。簡単に言えばマル優の今日の役割です。

○野末陳平君　そこで大蔵大臣、今までは僕もこれでよかったと思つてゐた。今主税局長の答へのように、年収のはば同額、あるいは一・五倍ぐらいまでの貯蓄があつてもおかしくないといふところまで国民がリッチになつてきたわけですから、そのための貯蓄奨励の政策目的も非常にこれは活用されたわけですね。しかしながら、果たしてこれからこれを続けるというふうな意味があるかどうか。簡単に言えばマル優の今日の役割です。

○野末陳平君　もう一つ強いてマル優の意味を考えると、将来に向けての自助努力の一環として貯蓄をという、こういういわゆる高齢者、あるいは高齢に向けての経済計画の中では、やはりあつた方がいいという意見が強いと思つてゐます。だから

○野末陳平君　もう一つ強いてマル優の意味を考えると、将来に向けての自助努力の一環として貯蓄をという、こういういわゆる高齢者、あるいは高齢に向けての経済計画の中では、やはりあつた方がいいという意見が強いと思つてゐます。だから

からそういう面からマル優を残さなければという考えもできないかと思つてゐますが、しかしこれも貯蓄の税制だけでできる話じゃありませんから、だから僕が考えますのは、どうもマル優問題は、これは一人一人いわゆる世論を聞きまゝとだれだつて嫌と言つてゐる。嫌とは言つてくれども、増税に比べればはるかに嫌さの度合いが違ふんではない。となると、今まで十分役割を果たしてきたものをここで政策転換してもこれはおかしくない。もうそれが当たり前の時代だといふ認識を持つていいだろう、こう思つてゐますが、ただ国民の声はそれを嫌がるから、どうしても嫌がるものを無理にという踏み切り方がなかなかできませんが、しかしどうなんですか、やはり今回の、来年からの本人確認は必ずしもその効果を上げません。今までと、じゃ、どこがどう違つて、どこが前進か。大臣は半歩前進とおっしゃいますが、半歩の前進もないのじゃないかと思つてゐます。

それは、この貯蓄税制が変わるといつて相談会とか、懇談会とか、いろいろなところでやつてゐる。大々的にやつてゐるのの様子を見てみると、どうも半歩どころじゃない、今までと変わらぬといふ程度で、ここから踏み切るべきだといふふうに僕も最近考へてきたんです。

で、一つ意見を申し上げますが、今まではこのマル優問題を一種の不公平税制というふうな観点からかなりやつた。事実、悪用、不正利用が目立つてしまつたからね。しかし、そういう観点だけではなくて、マル優の大蔵省あるいは税関が示したいろいろな案はやっぱりみんなわかりにくかつた。どうも最終的には低率課税にしろ何にしろわかりにくい。というのは、ほかに金融商品がいろいろありましたのですね。やっぱりこれのわかりやすさという点も、これからマル優をどうするか、課税をどう考へるかという観点に入れていくべきで、不公平問題はむしろ一部の不正利用者、悪用を防止するという面が強かつたんですね、一般の

人はマル優枠よりもぐつと下回るぐらいの貯蓄であつたわけですから。そうすると、これを直すなら、つまり課税に持つていくなら、わかりやすい税制にして、みんなの商品も同じだといふところに重点を置くべきじゃなからうか。前回の、つまり税関の答申、大蔵省の課税のいろんな案が出ましたね。

そういうものを大体あつたとき検討して、今考へるとどうもわかりにくかつたんじゃないか、そこら辺が反省点なんです、僕が思つてゐるところなんです、大臣はどうですか。

○野末陳平君　確かに、失礼ですが「野末登」とか「竹下陳平」なんというのがあつたのはいけません。だから、そういうのは非常にわかりやすい話で入つてきたわけですが、しかし、それが議論がぎりぎりして、本人確認とかそういうことで、不正防止とでも申しますが、そんな感じの議論が展開されてきたことは事実であります。

この間、実は沖繩へ参りましたときに、沖繩は四十七年に復帰しまして、四十九年でしたかまでは向こうの税制なんです。それで、本土へ復帰したら何とマル優というものがござつたといふ話を聞きまして、へえと思つて私も感じました。だから、そういうものが通常になつておれば何の抵抗感もない。今やマル優、いわゆる非課税貯蓄というものが存在するのが当たり前になつておるといふところが、理解と協力の求め方といふのはこれは慎重を期していかなきゃならぬといふふうに私も考へるわけでございます。したがつて、こういう議論がかまびすしく町の議論としてもまた国会の議論としても行われていくといふのは、税に對する国民の関心がより高まつていくことにはなるのではなからうかと思つておるわけでありま

す。ただもう一つ問題は、いわゆるグリーンカードのときの基本的考え方でありました総合課税の問題との兼ね合いもあるんじゃないかと、こういう気はいたしております。

○野末陳平君　主税局に伺いますが、去年も議論

になつたところですが、いわゆる雑所得とか一時所得とか、いろいろな分類によつて金融商品の課税の形態が違ふ。これをすつきり一本にするといふようなことは非常に技術的に難しいのかどうか。やる気になればこれはできるのかどうか、いわゆる利子として。性格は似てゐるわけですが、全部果実ですか。しかしそれを利子課税のようないふ形、あるいは配当でもいいんですが、一律の扱いをするようなことはそれほど難しくなないような気がするんですが、現実問題としてどうでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君)　これは制度の仕組みの問題でございますから、そう難しいという問題ではなからうかと考へております。ただ、こゝしもの例え、ゼロクーポン債の課税とか金融類似商品、あるいは似通つたようないろいろな商品があつて明らかに負担のバランスを欠いてゐるようなものには、手当てをさせていただいたわけでございます。けれども、基本は何といつても、利子課税を一体どういふふう設定するか、現在の非課税貯蓄制度を一体どういふふう制度的に設定するか、その制度とのバランスといふことでござ

いますので、現状では私も、非課税貯蓄制度といふのは現存しておるわけでございますから、他の金融商品について今直ちにこれとの統一を急いでやらなければならぬといふ状況に必ずしもないのではないかとこのことでございまして、制度論でございまして、これは克服できる問題だと考へております。

○野末陳平君　そうしますと、大臣、どうなんでしょう、これは僕個人の考え方なんです、前回も減税が望まれてゐるし、総理もあつたことをおっしゃる以上は減税のほうより歩みですから、財源のあるなしにかかわらず減税しなさいかぬといふところに来てゐるんじゃないかといふ話をしてゐますが、その財源については非常に難しいですね。やはりこれは、赤字国債に頼る、これはもちろんだめですね。増税といつた

○野末陳平君　主税局に伺いますが、去年も議論

になつたところですが、いわゆる雑所得とか一時所得とか、いろいろな分類によつて金融商品の課税の形態が違ふ。これをすつきり一本にするといふようなことは非常に技術的に難しいのかどうか。やる気になればこれはできるのかどうか、いわゆる利子として。性格は似てゐるわけですが、全部果実ですか。しかしそれを利子課税のようないふ形、あるいは配当でもいいんですが、一律の扱いをするようなことはそれほど難しくなないような気がするんですが、現実問題としてどうでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君)　これは制度の仕組みの問題でございますから、そう難しいという問題ではなからうかと考へております。ただ、こゝしもの例え、ゼロクーポン債の課税とか金融類似商品、あるいは似通つたようないろいろな商品があつて明らかに負担のバランスを欠いてゐるようなものには、手当てをさせていただいたわけでございます。けれども、基本は何といつても、利子課税を一体どういふふう設定するか、現在の非課税貯蓄制度を一体どういふふう制度的に設定するか、その制度とのバランスといふことでござ

いますので、現状では私も、非課税貯蓄制度といふのは現存しておるわけでございますから、他の金融商品について今直ちにこれとの統一を急いでやらなければならぬといふ状況に必ずしもないのではないかとこのことでございまして、制度論でございまして、これは克服できる問題だと考へております。

○野末陳平君　そうしますと、大臣、どうなんでしょう、これは僕個人の考え方なんです、前回も減税が望まれてゐるし、総理もあつたことをおっしゃる以上は減税のほうより歩みですから、財源のあるなしにかかわらず減税しなさいかぬといふところに来てゐるんじゃないかといふ話をしてゐますが、その財源については非常に難しいですね。やはりこれは、赤字国債に頼る、これはもちろんだめですね。増税といつた

○野末陳平君　主税局に伺いますが、去年も議論

になつたところですが、いわゆる雑所得とか一時所得とか、いろいろな分類によつて金融商品の課税の形態が違ふ。これをすつきり一本にするといふようなことは非常に技術的に難しいのかどうか。やる気になればこれはできるのかどうか、いわゆる利子として。性格は似てゐるわけですが、全部果実ですか。しかしそれを利子課税のようないふ形、あるいは配当でもいいんですが、一律の扱いをするようなことはそれほど難しくなないような気がするんですが、現実問題としてどうでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君)　これは制度の仕組みの問題でございますから、そう難しいという問題ではなからうかと考へております。ただ、こゝしもの例え、ゼロクーポン債の課税とか金融類似商品、あるいは似通つたようないろいろな商品があつて明らかに負担のバランスを欠いてゐるようなものには、手当てをさせていただいたわけでございます。けれども、基本は何といつても、利子課税を一体どういふふう設定するか、現在の非課税貯蓄制度を一体どういふふう制度的に設定するか、その制度とのバランスといふことでござ

いますので、現状では私も、非課税貯蓄制度といふのは現存しておるわけでございますから、他の金融商品について今直ちにこれとの統一を急いでやらなければならぬといふ状況に必ずしもないのではないかとこのことでございまして、制度論でございまして、これは克服できる問題だと考へております。

○野末陳平君　そうしますと、大臣、どうなんでしょう、これは僕個人の考え方なんです、前回も減税が望まれてゐるし、総理もあつたことをおっしゃる以上は減税のほうより歩みですから、財源のあるなしにかかわらず減税しなさいかぬといふところに来てゐるんじゃないかといふ話をしてゐますが、その財源については非常に難しいですね。やはりこれは、赤字国債に頼る、これはもちろんだめですね。増税といつた

○野末陳平君　主税局に伺いますが、去年も議論

とき、このマル優問題もやゝに、わがやうなところから、
というところに重点を置いて、だれにでもわかる、――つまりお金を持っていて、だれにでもうける、
んなレベルの人がいますからね。わがりの悪い人、
もいますよ。マル優のことをよく知らない人だつ
ているんだから。ですから、やはりみんなにわか
るといふ意味では、僕はどうやらこのところ制
と考へ方が變つてきたんですが、一律分離課税と
いうのは捨てがたい。まあ三五%から低くなるこ
ころだけを見ると不公平という批判も出てくると
は思います。思いますけれど、一律分離課税を
すれば、これは不正利用とか悪用とかというの
はなくなってくるわけですね。

だからプラスの面もあるし、だから、所得税金
を、あるいは法人税も含めて、わかりやすくし

ていくという税制改正のプランの中で、このマル優もわかりやすさを旨として課税の方向を考えてほしい。こういうふうに出ておきたいんです。終わります。

○栗林卓司君 私は、電電の株の売却問題についてお尋ねをしたいと思います。

電電の株の売却問題というのは、中身を分けてみますと、いつから売り始めるのか、一体幾らで売するのか、こう二つに分かれると思います。

まず、いつから売り始めるかということなんですが、その質問に入る前に「中期的な財政事情の仮定計算例」、この数字を使って若干組み立て直ししながら、私の考えていることを申し上げてみたいと思います。

六十一年度の予算が一体どうなるのか、これは現在わかりません。わかりませんが、今から想定してみても無理はあるまい。今考えておりますことを申し上げてみますと、まず国債償還は、これは定率繰り入れはやるわけにはいかない。これは理屈から言いますとやれという主張もありますけれども、やった結果赤字公債がふえたのでは身もふたもないのでありまして、赤字公債を発行してある間は定率繰り入れはむしろすべきではない。問題は減債制度の枠組みが守られればいいわけですから、したがって、これは定率繰り入れはやめま

す。地方交付税は、これは率を要するというのは、必ずしも現実的な想定ではありませんから、このままの数字になる。

一般歳出。五十九年度、六十年度それぞれ対前年度比ゼロでありました。一応このゼロが続くものとこれは想定をしてみました。続かないということになれば事態はもっと大変になるわけですから、最もいい状態というのは一般歳出は対前年度ゼロ。

こうやって考えてみますと、六十一年度、国債費、地方交付税それぞれ対前年度ふえた額というのは一兆二千六百億円。歳入はどうかとい

は、これはこのまま実現するものと前提を置かざるを得ませんから、そのままとしてそっくり受け取りますと、歳入は対前年度比一兆六千九百億円ふえております。国債費と地方交付税は一兆二千六百億円、一般歳出はゼロ、歳入は一兆六千九百億円、差し引き約四千億円余るんです。

ところが、問題なのは、国債整理基金の余裕金残高が九千九百億円しかない。そこに必要な所要額を入れてあげざるを得ない。幾ら入れるかとい

いますと、大体六千億円。六千億円入れてしま

ますと、先ほど四千億円余ると申し上げましたけれども、二千億円足りないことになる。こういう

ロジックで参りますと、不足額が六十一年度では二千億円、六十一年度一兆二千億円、六十三年

度五千億円、六十四年度以降はもうずっと一般歳出はゼロで抑えているものですから、税収との関係

と当然なのではないかと考えてみますと、電電の株というのはいつから売り始めるのか。私は、六十一年度から売り始めないといけないという結論になるのではないだろうか。

この点についてお尋ねします。

○国務大臣(竹下登君) 今の栗林さんのお話は、いわゆる中期試算に基づいた発想で、売らねばならぬ、——その以前にもう一つ、本当は民営にした限りにおいては早く売らねばならないということがありまして、その問題はちよつと横へどけておきますと、さあどうなるかということになりますと、予算計上をしなければならぬわけですから、そうしますと、これは予算計上でございまして、まさか何万株とか、そういう計上はできませんでし

ょうし、それから籌備というわけにもいきませんということが問題になるわけでありまして。

したがって私も、やっぱり国会の議論をもう一遍聞こうやと。株主総会というのは私一人でございまして、じゃどこが株主総会かという

と、私は国会じゃないか、国民の代表の方がいら

っしゃるから。その意見をまず聞いて、その後で整理して、民間有識者——というの

も本当は私言葉では言っておりますがそれが有識者かと言われるとちよつと困るぐらいでござい

ます。資金手当ての量がふえるんです。そう考えてみますと、二千億というのは実は少ないのであって、もっと多いのかもしれない。ただ、額の議論を私はしているんじゃないんです。そういう資金手当てが必要になる。といって、赤字公債を出すわけにはいかぬ。目の前に電電の株がある。おっしゃったように、民営移管したんですからなるべく早く売りたい。となると、六十一年度

に売却可能な状態に少なくとも準備をしておくことが必要なのはあ

るまいかという意味なんです。

もしそうだとしますと、おっしゃったように、六十一年度予算で売却の株数と、それから国債整理基金特別会計の予算では額と、両方書き出さなきゃいけませんわね。ということは、これはこと

しの十二月までに結論を出さなきゃいかぬという意味なんです。六十一年度しなく

ていいというなら別ですよ。しなきゃいけないんだ

たら、十二月末までにこの結論は出さざるを得ないでし

ょう。今六月ですよ。七、八、九、十、十一月は臨時国会ですよ。とな

ったら、この四カ月のうちに結論を出さなければ、少なくとも六十一年度どう

うできないというほど切迫した問題でもあるのではないかと、こう申し上げて

いるんです。まだ時期については結論を出しにないでい

いでしょうから、結局聞き流すしかないと思

うんです。でも、どう考えても六十一年度には

これ売り始めなきゃいかぬかもしれぬ。そのとき

には、ことしの十二月末、その段階では、何株

売

るのか、幾らで売

るのか、これを決

めないと、七、

八、九、十、

せめてこの間

で結論を出さ

話を交えまして、土地でも何でもいいですよ一件について処分する場合には、競争入札という考え方は私は成り立つと思うんです。一万株売ります、一番高い値をつけた人が一千株幾らです、次が一千株幾らです、そうなつたら、その高い順番に分けていくのか。当然そうなりますけれども、これほど奇妙なことはいない。それじゃ、一番高い値をつけた人が、ばかにするなと言いますよ。おれより安い値をつけたやつがやつぱり一千株持っているじゃないか。したがって、競争入札にはこれはなじまないんです。では一体どんな方法があるか。

この私の申し上げているのになどか問題がありますか。

○国務大臣(竹下登君) 後から中田君にちよつと補足をしてもらわなきゃいかぬと思いますが、それにはもう一つ、会社経営の状況ということになりますと、半期決算というのが一つあると思うんです。一般的に言えば、本決算が出ない前に一体売ることがいいのかという議論もまだ我々の議論の中に残っております、まだ勉強というほどじゃございませぬけれども。したがって、競争入札に比べる場合、それはおっしゃるとおりです、一番札のものが全株持つていくということ。町の評論家は、その一番札のものの一番シェアを余計やつて、あと二番札以下に一番札の価格で分けられたいじゃないか、こういう議論をする人もおります。これはまだ町の議論という程度でございします。

それで、今度はシンジケート団の組み方ということになると、これもまた大変なことじゃないかかというような感じで、今のところ不勉強のままだに來ておるわけでございますが、中田次長が私よりは勉強を、しておつても言えないかもしれませぬけれども、その範囲内でお答えするであります。

○政府委員(中田一男君) 売却の際の値段ということになりますと、確かに現在この株は一人株主でございしますからマーケットがない。したがつて、何らかの評価で決めるのか、あるいは競争入札でむしろ入札者の意向に任せるのか、二つの要諦だろうと思うのでございます。栗林委員は、株の売却は競争入札になじまないだろう、こうおっしゃいましたが、実は私も、国際電電株式会社株を売却いたしましたとき、それからまた日本合成ゴム株式会社株を売却いたしましたときに、一般競争入札という手法を使ったことがございします。前後三回ございします。恐らくそのうち二回は失敗例、一回はうまくいった例というふうな感じがはななかりかと思ひます。

それで、競争入札をやります場合に、栗林委員

がお幸になりました例は、入札者の入れた値段に應じてそれぞれ違った価格で持つていく、これは一つの競争入札の手法としてコンペンショナル方式として認められた方式でもありますから、電電の株の売り方、どういうふうにするか決めてはおきませんけれども、頭からこれはなじまないんだ、適用できないだろうというふうに私も現段階で思つておるわけではございません。したがいまして、一般競争入札のような手法を使えば、価格は私も決めてはならず、もちろん入札予定価格といいますが、最低価格といいますが、そういうものをあらかじめ内々に用意しておかなきゃいけないかもしれませんけれども、直接価格を決めるということなくして処分が可能な一つの手法だと思います。そうじゃなくて随意契約、いろいろなやり方がこれもあるかと思ひますけれども、随意契約的な形で売却いたしますときは、あるいは公募方式でも、イギリスの電電が売却しましたようなやり方はあらかじめ価格を決めて売り出したわけでございます。

したがいまして、競争入札以外の方法で売却するとすれば、どうして価格を決めるかという問題、これは確かに非常に大きな問題だと思います。そのためには、例えば一般的には株式の評価というのはどうやるのか、特に取引事例のない株式の評価などの必要な場合、例えば類似会社と基準して決める方式でどうか、あるいは純資産価額をもとにして決めていく方式でどうか、いろいろな方式が一般に使われておるわけでございますけれども、そういう方式を当てはめて、どういう評価になるかということに迫つていくやり方もあるうかと思ひます。

しかし、いずれにしましても、栗林委員が御指摘になりますように、この問題は非常に大きな問題、非常に難しい問題、また先例がないぐらゐ重要な問題でございまして、私も、できるだけ幅広くいろいろな方々の意見を聞きながら答へに迫つていく、慎重にも慎重を期して検討を續けてその答へに迫つていくことが必要ではない

かというふうに考えております。

○栗林卓司君 私が生し上げたいのは、最初に言ったみたいに、過渡的な資金需要、要するに国債整理基金の所要額を入れていかなきゃいかぬ。減債制度の枠組みを崩すことはこれは不可能ですよね。定率繰り入れの停止というのは枠組みを崩したわけではないという格好で一応説明しているわけですから、あの枠組みを崩すわけにはいかぬ。となると、所要額はどうしても入れていかなきゃいかぬ。この財源処置をどうするのか。これは真剣に考える必要がある。片一方では、これだけの大問題の電電の株の売却ですから、いささかも疑惑を受けることのないように慎重に構えたい。それはそれでいいんです。片一方では財源がない、片一方では慎重にやりたい。この結論をいつ出すのかという私の質問なんです。

数字は大ざっぱですが大体こんな感じなんです。六十二年度が一兆二千億、六十三年度が五千億、後はこれはもう心配ないんです。ただし、一般歳出をずっとゼロでいけたらという前提ですよ。この前提は、過去二年間がそうでありましたから、御努力いただくとこの前提を立てるのはあながち無理ではないかもしれない。実際には非常に無理を重ねての数字なんです。一応そういう想定を將來に向かつて立てることも無理ではないかもしれない。となりますと、六十一、六十二、六十三年度、このときの国債整理基金の穴をどうやって埋めるか。これは待たないで来るわけですよ。

それと、株を幾らで売却したらいいか。だれも知らないんですよ。純資産価値といったってそれは低く出るんですよ。もともと株価というのは、発行会社の全株がしょっちゅう取引されているんじゃないくて、取引されている部分で決まっています。いくんですからね。高いからといってみんな株を売り出しちゃったら、大暴落するだけなんです。そんなこと、だれがわかりますか。結局市場に聞けということになるんですよ。そのときに大量発行にしますか、小出しにしますか、いろんなこ

とを考えていかなきゃいかぬ。しかも、幸いに六十一年度はまだ二千万で済んでいる。問題は六十二年度ですよ。そうなつてくると、六十一年度、売るかどうかは先の話としたって、売れる条件はつくつておかなければいけないでしょうと私は言っているんです。であれば、六十一年度の予算の中に売却株数、多寡は言いませんよ、売却株数と、国債整理基金の特会予算では額と、これを六十一年度予算で書いておかなかったら、六十一年度全然売れない。なるほど四月一日が出發ですから中間決算は九月、一年たつて三月三十一日。三月三十一日までこれは待つていられるのだからか。

問題は、今の減價制度の枠組みを赤字公債を出さないでどうやって守るかという意味なんです、僕の聞いているのは。そのときに、目の前に電電の株の売却がある。それを流用したって、格好は悪いけれども別に問題はない。売却益が国債整理基金の枠の中に入っていさえすればこれは大きな間違ひはないんですよ。しかも、やがて財政再建ができていくとすると定率繰り入れの復活もできる。問題は今の急場をどう渡すかだと思ひながら聞いているのだけれども、確かにこの数年間、今の手当ての面では從來にない原資の手当てが必要だという御認識はあるのでしょうか。

○政府委員(平澤貞昭君) それにつきましては、おっしゃいますように純償還額の一兆五千九百億円が見込まれて、六十年度末の基金の残高が今のところ九千九百でございますから、何らかの措置をとらざるを得ないということでございます。

○栗林卓司君 そこで、何らかの処置をとらざるを得ないでは困るのであります、どういふ処置をとるのかもよろしく決めていただかないと困ると思うのですよ。

六月二十五日で国債は終わるんです。終わった後に決まるんですか。恐らくこれは、来年度の予算編成と絡めながら、どうしようかという決まり方をするんでしょうけれども、從來にないこの資金手当てをどうするかというのは、本当はもう今

から決める。赤字国債には頼らない、これぐらい決めなきゃいけませんよ。事実そういうことですね。赤字国債に頼らないのだったら、この巨額な資金調達をどうやってやるのですか。そこで、電電の株を流用することが罪意識があるとおっしゃるのかもしれないけれども、よく考えてみたら、これは国債整理基金の枠の中の話なんです、当然それを当てにしてもいいと私は思うんです。なぜ今言っているかという、みんなと相談して早く決めないと、私は政府の立場で言っているんです、危険負担させる場所がなくなっちゃうというのです。したがって、審議会でもいいですよ、懇談会でもいいですよ、なるべく幅広く議論させて、衆知の集まる場所でありました、これでも間違つたらごめんなさい。それでも間違ひのですよ。絶対合わないのです。だけれども、それだけの手だてをしておかなかったらだめだし、それは七、八、九、十、この四か月ではないですか、という御認識はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 民間有識者、だれが有識者かは別といたしまして、そういう各方面の意見を聞いてそういう大休期間、十一月も入るかもしれないが、そんなことが私の念頭にはございませうが、それももう一遍議論をいたしませんと、一休年間決算のないものがやれるかという議論だつて全くないわけではないのです。そうすると今度は補正みたいな感じに、六十一年度補正みたいなことに時期が一つ設定されるのか。そんなことも含めてもう少し議論を詰めていきたいと思います。こそ大要問題を残すなと思つておるところでございます。

○栗林卓司君 そういったお答えになるのですしうけれども、やっぱりこれはちょっと切迫しているような気が私しますよ。ですから、どういった売り方をするのか。それは競争入札なのかあるいは談合で値段を決めながらその価格で処分をしていくのか、それはいろいろあるでしょう。それはまた御検討いただいていいんだけれども、少なくともことしの夏ごろには、審議会か懇談会かわかり

ませんけれども、そういった有識者を集めた会合は開きますというところはいはもうおっしゃった方がいいのじゃないでしょうか。いつまでも、とにかくいさかきも疑惑を招かないようにと言つていますけれども、不可能ですよ。

純資産価値で言いますと一株当たり二十一万三千二百四十円です、五万円の株価に対して。でも、二十一万三千二百四十円で、じゃ価値を代表しているかといったら、これは簿価ですから含みは全然入っていないんです。したがって、こんなのは到底参考にならない。じゃ類似業種。これも参考にしない。そうすると、買い手の方は安く買いたい、政府は高く売りたい。問題はこの駆け引きですよ。でき得れば、第一回の売却が行われた後の転々流通価格と、第一回の売却価格の差がなるべく少ない方が望ましいです。とはいつたつてそれは開くでしょう。英國の電電公社の売却のときには大問題になりましたけれども、あれも、株価というのはいふまでもなく思ふのです。これは一年たつたつて二年たつたつてだめですよ。だったら、早い目に結論を出してそして早い目に処分。といつたつて、段階的にやっていくしかないと思ふ、相手は市場なんですから。

そうするための懇談会等についてはなるべく早期に設置をしながら、そこでかんかんがくがくの議論をやつていただいで、みんなもうくたびれちゃつてそれで前に進む、これしかないじゃないですか。

以上を申し上げて、質問を終わります。
○委員長(藤井裕久君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後四時四十一分散会

昭和六十年六月二十六日印刷

昭和六十年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D